

令和4年美浦村告示第122号

令和4年第3回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月8日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和4年9月6日
2. 場 所 美浦村議会議場

令和4年第3回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
9月 6日	火	本会議	午前10時	開会 議案上程、提案理由説明 一部議案質疑、討論、採決 決算審査特別委員会の設置 請願付託
9月 7日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会
		委員会	午後2時	厚生文教委員会
9月 8日	木	休 会		議案調査
9月 9日	金	休 会		議案調査
9月10日	土	休 会		議案調査
9月11日	日	休 会		議案調査
9月12日	月	委員会	午前10時	決算審査特別委員会
9月13日	火	休 会		議案調査
9月14日	水	本会議	午前10時	一般質問 議案質疑、討論、採決 委員長報告、討論、採決 委員長報告、質疑、討論、採決 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 閉会

令和4年第3回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

議案第1号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第1号 美浦村教育委員会委員の任命について、御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本村教育委員であります山崎満男氏が、本年9月30日をもちまして任期満了となります。

山崎氏は、平成22年10月に教育委員に就任し、これまで3期12年の間、本村教育行政の充実発展に熱心に取り組まれてまいりました。

これまでの功績を踏まえまして、このたび同氏を引き続き教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、議会の御同意をいただきますよう提案するものでございます。

山崎氏は、美浦村大字大谷241番地の1にお住まいで、昭和24年3月15日生まれの73歳であります。

山崎氏の経歴につきまして、議員の皆様におかれましては既に御承知のことと存じますが、改めて申し上げますと、昭和46年に茨城大学教育学部を卒業後、茨城県立日立商業高等学校をはじめとして県立高等学校に講師として勤務したのち、昭和48年に株式会社ジンマートに務められましたが、その後再度教職に戻られ、昭和49年に美野里町立美野里中学校で講師を務めたのち、昭和50年に茨城県の教職員に採用され、江戸崎町立江戸崎中学校に赴任されました。

その後は、美浦村立美浦中学校教諭、新利根村教育委員会社会教育主事、新利根村立柴崎小学校教諭、東町立東中学校教頭、新利根町立柴崎小学校教頭を歴任され、平成14年に牛久市立中根小学校校長に就任され、平成17年からは美浦村立大谷小学校校長となり、平成21年3月に定年退職されております。

退職後の平成21年4月からは美浦村教育委員会社会教育指導員として生涯学習の推進に御尽力をいただき、平成22年10月から美浦村教育委員会委員となり、現在に至っております。

山崎氏は人格・識見ともすぐれ、長年の教員経験を生かし、教育に情熱を傾けられ、村民の皆様からも信頼されている方です。

以上のような経歴と理由から、本村教育の発展のために御尽力いただけると確信し、山崎満男氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いする次第であります。

以上、議案第1号につきまして御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議案第2号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」を参考に、子どもが1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得要件を柔軟化するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第2号につきまして御説明申し上げます。

議案第3号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、小学校及び中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で一般村民の方への貸出しを行っておりますが、今般、美浦中学校体育館にエアコンが設置されたことにより、その使用料に関して、規定を加えるものでございます。

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例中、別表（第5条関係）の備考に「美浦中学校体育館空調設備の使用料は、教育委員会規則で定める」の1文を加えさせていただき、改正条例議決後に使用料金を、美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則に規定することとしています。

以上、議案第3号につきまして御説明申し上げます。

議案第4号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第5号）

議案第4号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第5号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ6億532万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ66億3,327万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、主に当初予算編成段階で不確定であり、計上を見送っていたもの及び緊急性を要する事業につきまして、計上をいたしております。

また、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。

議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種業務委託料等について、第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

次に、第3条の地方債の補正では、2件の限度額の変更をお願いしております。

地方債の補正につきまして、御説明申し上げます。

地方道路等整備事業債では、第1号の補正予算で計上をいたしました道路新設改良事業について、限度額を7,120万円に設定し、5,240万円の増額をお願いしております。

また、臨時財政対策債では、当初予算計上額1億円に対しまして、発行可能額が1億288万円に確定しましたので、288万円の限度額の増額をいたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、行政情報化推進事業費で、行政手続きのオンライン化に係る整備費及び既存システムの改修費として、総額377万6,000円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、国庫補助金を一部充当いたしております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

減債基金費では、前年度繰越金、普通交付税及び特別会計繰入金が確定し、当初予算を大きく上回ったこと等により歳入余剰金が発生したため、3億2,177万4,000円を計上いたしております。

次の学校施設建設基金費でも、減債基金費と同様の理由で6,000万円を計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、社会福祉事務費で、社会福祉協議会への不採算部門への補助金として1,862万4,000円の増額補正をお願いしております。

次の社会福祉費の老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で、人事異動等による職員給の調整として418万5,000円の増額補正をお願いしております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

次の児童福祉費の児童福祉総務費では、低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金給付費として750万円、低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付事務費として95万1,000円を計上いたしております。

なお、財源につきましては、県支出金を全額充当いたしております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

次の保育所費では、新型コロナ大谷保育所給食支援事業で、新型コロナウイルス感染症の影響による食材費の高騰分を村で負担するため109万4,000円、同様に、新型コロナ木原保育所給食支援事業で81万2,000円、それぞれ計上いたしております。

なお、財源につきましては、国庫補助金を全額充当いたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

予防費では、新型コロナ感染防止対策事業で、新型コロナに係る自宅療養者等への食糧支援事業費の利用者が、当初の見込みより増加傾向にあるため100万円、新型コロナワクチン接種事業費で、オミクロン株対応のワクチン接種体制確保のため6,429万2,000円、総額6,529万2,000円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、国庫補助金を全額充当いたしております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

同じく、保健センター管理費では、保健センター管理費で、受変電設備更新工事等の施設等修繕料で203万5,000円の増額補正をお願いしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

農業振興費では、産地確立推進事業費で、儲かる産地支援事業費補助金として116万7,000円の増額補正をお願いしております。

この補助金は、美浦エコアグリクラブの農業用ドローン整備に対するものであります。

なお、財源につきましては、県支出金を全額充当いたしております。

続いて、商工費について申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

商工費の商工振興費では、新型コロナ対策地域経済活性化事業で、村内交通事業者への支援金として782万円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、国庫補助金を全額充当いたしております。

続いて、土木費について申し上げます。

道路橋梁費の道路維持費では、道路維持補修事業費で、村道の維持補修工事費として4,606万円の増額補正をお願いしております。

同じく、道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、村道及び排水路の新設改良工事費として5,847万6,000円の増額補正をお願いしております。

続いて、消防費について申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

消防費の災害対策費では、屋外防災行政無線管理費で、統合小学校の建設に伴い、既存の防災無線アンテナの敷地内移設が必要なため、移設先候補での通信状況の調査

費として委託料89万1,000円、不足している防災無線の予備機の補充のため備品の購入費として70万4,000円、総額159万5,000円の増額補正をお願いしております。

続いて、教育費について申し上げます。

議案書の31ページをお開きいただきたいと思います。

幼稚園費の幼稚園費では、新型コロナ美浦幼稚園給食支援事業で、児童福祉費の保育所費と同様の理由で、80万9,000円を計上いたしております。

なお、財源につきましても、同様に国庫補助金を全額充当いたしております。

議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。

保健体育費の学校給食費では、新型コロナ学校給食支援事業で、児童福祉費の保育所費と同様の理由で、各小中学校総額741万円を計上いたしております。

なお、財源につきましても、同様に国庫補助金を全額充当いたしております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、17ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、地方特例交付金の減収補てん特例交付金及び地方交付税の普通交付税については、交付額が決定したことにより、差額の479万3,000円と2億5,953万7,000円の増額補正をいたしております。

続いて、国庫支出金について申し上げます。

国庫負担金の衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として3,605万7,000円の増額補正をいたしております。

次に、国庫補助金の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びデジタル基盤改革支援補助金として、総額2,002万8,000円の増額補正をいたしております。

同じく、衛生費国庫補助金では、母子保健衛生費補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として、総額2,829万5,000円の増額補正をいたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県補助金の民生費県補助金では、低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金補助金及び同事務費補助金として、総額845万1,000円の増額補正をいたしております。

同じく、農林水産業費県補助金では、農地利用最適化交付金及び儲かる産地支援事業費補助金として、総額121万6,000円の増額補正をいたしております。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の一般寄附金では、さくら自動車株式会社様より寄附いただき、100万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、前年度の精算分等の繰入金として、国民健康保険特別会計繰入金で137万8,000円の増額補正をいたしております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

同じく、介護保険特別会計繰入金で1,887万2,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金で117万7,000円を、それぞれ増額補正いたしております。

次に、基金繰入金の財政調整基金繰入金では、財政調整基金繰入金として前年度繰越金、普通交付税及び特別会計繰入金が当初予算額を上回ったこと等により、歳入予算の剰余分を戻し入れることといたしまして、1億1,627万8,000円の減額補正をいたしております。

続いて、繰越金について申し上げます。

繰越金の繰越金では、令和3年度の一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度繰越金が当初予算計上額9,000万円に対しまして、3億7,040万4,000円となりましたので、差額の2億8,040万4,000円を増額補正いたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正で御説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第4号の主な概要につきまして御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議案第5号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の41ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,881万8,000円を追加し、補正後の予算総額を17億5,981万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

議案書の47ページをお開きいただきたいと思います。

総務費 総務管理費の一般管理費につきましては、職員給与関係経費で人事異動による予算調整額2万円の増額補正をするものでございます。

同じく、一般管理費の国民健康保険事務費につきましては、今年度施行した未就学児に係る国民健康保険税の均等割額減額措置に伴うシステム改修で、16万5,000円の増額補正を行うものでございます。

基金積立金の支払準備基金積立金につきましては、前年度繰越金が確定し、今回の補正予算で歳入額が歳出額を上回りましたので、剰余金4,725万5,000円を積み立てし、国保財政基盤の安定を図るものでございます。

次の諸支出金 繰出金の一般会計繰出金につきましては、前年度歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与費、出産育児一時金の歳出額確定による差引額相当分について一般会計へ返還するもので、137万8,000円の増額補正をするものでござい

ます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

前のページにお戻りいただきたいと思います。

県支出金 県補助金の保険給付費等交付金につきましては、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額減額措置に伴うシステム改修で、歳出の総務管理費の補正額と同額の16万5,000円の増額補正をするものでございます。

繰入金 他会計繰入金の一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の補正額と同額の2万円を増額補正するもので、これについては法定繰入分となっております。

繰越金につきましては、令和3年度決算の翌年度繰越額が確定しましたので、一般被保険者分で4,863万3,000円の増額補正をするものでございます。

以上、議案第5号につきまして御説明申し上げます。

議案第6号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第6号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ7,315万8,000円を追加し、補正後の予算総額を14億2,415万8,000円とするものです。

それでは、保険事業勘定の歳出について御説明いたします。

議案書の61ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、総務費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費について、4月の人事異動に伴うものとして408万5,000円を増額、また、介護保険事務費では、4月に会計年度任用職員が交代したことにより、報酬、職員手当等、費用弁償で合わせて23万4,000円を減額しております。

次に、基金積立金、基金積立金の介護給付費準備基金積立金について、前年度の歳入歳出差引残額から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費、介護保険事務費等の総務費の精算返還金の返還後の残額を基金に積み立てるため、870万4,000円を計上するものです。

次に、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費の任意事業費で、扶助費の紙おむつ等購入費助成金を16万8,000円増額しております。国の地域支援事業実施要綱の改正に伴う支給要件の変更により、当初の見込より事業費の増加が見込まれることによるものです。

次に、地域包括支援センター費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費について、4月の人事異動に伴うものとして33万4,000円を増額しております。

次ページをお開きいただきたいと思います。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金の、第1号被保険者保険料還付金について49万1,000円を、償還金の国庫支出金等返還金について、前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る精算による国庫支出金返還金として2,241万5,000円、支払基金交付金返還金として110万7,000円、県支出金返還金として1,721万6,000円、合計4,073万8,000円を増額しております。

次に、諸支出金、繰出金の一般会計繰出金について、前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費・介護保険事務費等の総務費の精算返還金、合計1,887万2,000円を増額しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入について御説明いたします。

前に戻っていただきまして、60ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金の過年度分で前年度の介護給付費に係る支払基金交付金の精算による追加交付分、65万6,000円を増額しております。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金について、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費及び介護保険事務費の会計年度任用職員の人件費に対する繰入金として、418万5,000円を増額しております。

次に、繰越金につきましては、前年度の歳入歳出差引残額6,831万7,000円を計上するものです。

以上、議案第6号につきまして御説明申し上げました。

議案第7号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第7号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の70ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万7,000円を追加し、補正後の予算総額を1億8,772万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書の歳出より御説明申し上げます。

議案書の76ページをお開きいただきたいと思います。

諸支出金の第1項 償還金及び還付加算金につきましては、25万円の増額補正をするものでございます。

理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症による令和3年度以前の後期高齢者医療保険料の減免については歳出から還付しており、現在の予算額では不足するため、補正をお願いするものです。

第2項 繰出金につきましては、令和3年度歳入の一般会計繰入金に係る精算返還金として、117万7,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、前のページにお戻りいただきまして、歳入について御説明いたします。
繰越金につきましては、令和3年度決算の翌年度繰越額が確定したため、前年度繰越金で117万7,000円の増額補正をするものでございます。

諸収入の保険料還付金は、還付した過誤納保険料について後期高齢者医療広域連合より償還されるもので、歳出の補正額と同額の25万円の増額補正をするものでございます。

以上、議案第7号につきまして御説明申し上げました。

議案第8号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）

議案第8号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きいただきたいと思います。

4月の人事異動に伴うものとして、第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用の職員給与関係費で、687万7,000円の増額補正をいたしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

議案書の85ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出予算につきまして、御説明申し上げます。

水道事業費用の営業費用では、職員の給与関係を調整し、配水及び給水費で6万5,000円、総係費で681万2,000円、合計687万7,000円の増額をお願いしております。

以上、議案第8号につきまして御説明申し上げます。

議案第9号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の86ページをお開きいただきたいと思います。

4月の人事異動に伴うものとして、第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で、267万円の減額をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、支出の建設改良費で、81万5,000円の増額をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして、御説明申し上げます。

議案書の95ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出予算につきまして、御説明申し上げます。

支出の営業費用では、総係費で、267万円の減額をお願いしております。

次に、資本的収入及び支出について、御説明申し上げます。

議案書の96ページをお開きいただきたいと思います。

支出の建設改良費で職員給与費の調整を行うため、81万5,000円の増額をお願いして

おります。

以上、議案第9号につきまして御説明申し上げます。

議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 令和3年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 令和3年度美浦村水道事業会計決算認定について

議案第15号 令和3年度美浦村下水道事業会計決算認定について

議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定について

それでは、議案第10号から議案第16号までの提案理由説明に先立ちまして、本日大変お忙しいところ決算審査報告のために御出席をいただいております椎名監査委員に、お礼を申し上げたいと思います。

先般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営に係る事業の管理が、関係法令や村条例に基づき適正に行われているか、審査を実施していただきました。

この席をお借りしまして、椎名監査委員、岡沢監査委員の日頃の御尽力に対しまして、改めまして感謝申し上げますと存じます。

さて、議案第10号から議案第16号は、令和3年度的美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算の認定と、電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件に係る案件でございます。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により、本村監査委員の審査を経て、同条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案いたしました次第でございます。

また、公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により、本村監査委員の審査を経て、同条第4項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案いたしました次第でございます。

なお、電気事業会計の剰余金の処分につきましては、同法第32条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の令和3年度美浦村歳入歳出決算書、事業報告書及び公営企業会計決算書を御覧いただくこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

また、引き続きまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書をそえて御報告いたします。

別添資料となっております、「健全化判断比率の報告について」及び「資金不足比率の報告について」を御覧ください。

各比率について申し上げます。

最初に、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率についてはそれぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。

また、実質公債費比率は6.9%、将来負担比率は66.5%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、下水道事業会計、電気事業会計のいずれも資金不足額は発生しておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきまして御報告申し上げます。

よろしく御願いいたします。

追加提出議案提案理由説明書

議案第17号 自動車破損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて

議案第17号 自動車破損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、御説明を申し上げます。

追加議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、自動車破損事故につき、法律上、村の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の発生日は、令和4年8月8日午後3時15分、発生場所は、美浦村水処理センター付近です。

相手方は、稲敷市在住の方で、和解の内容といたしまして、過失割合が村10割、賠償金額が10万2,806円、示談成立後は本件に関し一切異議申立て、請求を行わないとなっているものでございます。

事故の内容につきましては、本村職員が美浦村水処理センター付近の草刈り作業中、草刈り機による飛石が、相手方の車両の運転席側及び運転席後のドアにかけて3箇所破損させたものです。

以上、議案第17号について御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**令和4年第3回
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和4年9月6日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明省略・質疑・討論・採決)

議案第1号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第17号 自動車破損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第2号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第5号)

議案第5号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第6号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第7号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第8号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

議案第9号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算(第1号)

(議案一括上程・提案理由の説明省略・監査報告・質疑省略・付託)

議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 令和3年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 令和3年度美浦村水道事業会計決算認定について

議案第15号 令和3年度美浦村下水道事業会計決算認定について

議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定について

(請願付託)

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君

7番	岡 沢 清 君	8番	飯 田 洋 司 君
9番	山 崎 幸 子 君	10番	林 昌 子 君
11番	小 泉 輝 忠 君	12番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	富 永 保 君
総 務 部 長	木 鉛 昌 夫 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 章 君
経 済 建 設 部 長	木 村 光 之 君
教 育 部 長	菅 野 眞 照 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時00分 開会及び開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布しました日程表のとおりといたします。

ここで、本職からあらかじめ申し上げます。

定例会中、全ての会議は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、マスク着用にて発言を行うことを求めます。また、いつも以上に審議に集中し、簡明に効率よく、かつ、的確な質疑、説明、答弁の意識を持って臨まれることを強く望みます。

また、議会出席者の皆さんに申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、毎朝の検温をお願いをいたします。さらに、少しでも体調に異変を感じた場合には、

出席をお控えいただくようお願いを申し上げます。

なお、本日は、背広等の着脱については、それぞれで調整をしていただきたいというふうに思います。

○議長（下村 宏君） それでは議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきます。
中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 皆さん改めまして、おはようございます。

令和4年第3回美浦村議会定例会に御参集、御苦労さまでございます。

8月後半まで続いた暑さも9月に入り秋らしく感じられ、稲の収穫も一気に進んだように見られます。

新型コロナウイルス感染も全国で行動制限を撤廃してから感染者は多くなり、低年齢者に移行しつつあります。第7派で感染者数は最高を更新するに至りましたが、重症化リスクは低いとの判断から、感染者数の公表の仕方を変更する方針を示したのが、本県をはじめ宮城県、鳥取県、佐賀県であります。4県は共同で、コロナ発生届の限定を医療機関や保健所、都道府県に新たな負担を生じさせない方式を提示していただきたいとして、国に4県共同で申入れを行う決定をいたしました。茨城県は、9月3日より全数把握簡略化を開始すると発表がありました。

「県医師会や現場の医療機関との緊密な連携のもと、医療機関の負担を軽減し、県民の皆さんの医療に注力できるよう努めてまいります」との報告でありました。

美浦村では9月2日現在で感染者は1,618人であり、茨城県では感染者が32万2,887人との報告があり、増加傾向に歯止めがきかない状況で感染者の増加が懸念される場所でもあります。

ワクチン接種も5回目が検討されている情報もあり、ウイルスとの共存を政府は描いているというふうにもうつります。

学校の始業について、9月1日に始まりました。各行事については教育長と各校長との調整を行い、体育祭、運動会、各イベントについては各学校で調整をされております。

9月に入り猛暑も幾分和らぎ、朝夕はすぐ過ぎやすく感じられるように思います。各議員におかれましては残暑の続く中、体調には配慮いただき、議会活動に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

国政では、岸田政権が7月の参議院選挙後の8月に内閣改造を行い、ご当地選挙区の葉梨康弘衆議院議員が法務大臣に指名をされました。念願の大臣就任は、美浦村としてもお祝いを申し上げたいと思います。また、本県7区の永岡けい子衆議院議員も文部科学大臣に就任され、本県議員の国政での活躍が期待されます。皆さんとともに注目してまいりたいと思います。

美浦村の今後の各事業について今年度も昨年に続き、中止の事業が多くなっておりま

す。村主催の敬老会は、今年度も中止となります。陸平縄文ムラまつりについては、10月22日、23日に貝塚周辺でのお祭りではなく、文化財センターで小規模の各部会による開催となる予定であります。11月3日の産業文化スポーツフェスティバルについても、スポーツについては中止とさせていただき、文化祭については今月27日の実行委員会で感染状況を見て判断することにいたしました。

近隣の自治体でも事業が中止となる報告もありますが、実施するイベントもあります。地域の文化や絆の継承に頭を悩ませているのが、現状であります。安心して年間の各事業が実施できるよう、コロナの感染終息を願いたいものであります。

今定例会は、令和3年度の各会計の決算認定があります。監査委員の椎名利夫監査委員には、今日議会にお越しいただいております。大変御出席、御苦労さまでございます。椎名監査委員と岡沢議員には例月監査を含め、御尽力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。椎名様にはこの後、決算審査の報告がありますので、よろしく願いをいたします。

今定例会に提出している案件は、議案第1号 美浦村教育委員会委員の任命についてから、議案第17号 自動車破損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについての17議案であります。

議員各位には御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

8番 飯 田 洋 司 君

9番 山 崎 幸 子 君

10番 林 昌 子 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から16日までの11日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から16日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 美浦村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前配布しております。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第17号 自動車破損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前配布しております。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第2号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、議案第9号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）まで、8議案を一括議題といたします。

ただいま、議題となっている議案につきましても、提案理由の説明書を事前配布をしております。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第9号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまで、7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島村長。

〔「提案理由の説明書は事前配布していますので、省略を」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 村長の説明については省略します。
引き続き、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。
椎名利夫監査委員、よろしくお願いをいたします。

〔監査委員 椎名利夫君登壇〕

○監査委員（椎名利夫君） 令和3年度決算審査報告。

令和3年度美浦村一般会計、特別会計及び水道事業会計及び下水道事業会計並びに電気事業会計剰余金の処分及び決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

審査の結果において特に気になった点は、村民税・固定資産税の大幅な減額であります。

村民税のうち、法人村民税については、コロナ禍で業績が低迷する企業が多かったことが要因です。また、固定資産税については、家屋分の評価替えによる評価額の減少等が要因です。

諸税等の滞納は少なくなってきましたが、今まで公共下水道事業使用料及び負担金、農業集落排水事業使用料及び分担金、水道料金の滞納については滞納整理が進んでいませんでしたが、令和2年度より滞納者の分析、台帳の整理を開始し、令和3年度は美浦村債権管理条例を制定し、財産調査や水道等の供給停止を実施しました。

その上で、条例に基づき、徴収が困難な案件については不納欠損処理を行い、滞納額の圧縮に努めました。今後は、未納者の生活状況の聞き取りや納付相談などを実施しながら、粛々と徴収・執行停止を進め、滞納額の圧縮を継続してください。

統合中学校の建設について、設計や建設資金の確保に向けての協議が開始されています。昨今の建築資材や原油価格の高騰により、想定している建設資金よりも大幅な修正があるかと思われますが、第7次美浦村総合計画にあります、子供の健やかな成長を育む村づくりを体現する学校建設となりますので、大いに期待しております。また、統合小学校建設後の旧3校の廃校による取り壊しを含め、今後の利用方法等についても検討してください。

新型コロナウイルス対応・対策の徹底が最優先です。補助金等を適切に配分し、住民の生命・財産を守ることを第一に予算措置、執行を実施してください。

そのほかについては、岡沢監査委員とともに決算審査意見書を村長に提出しておりますので、申し添えます。

以上です。

○議長（下村 宏君） 椎名監査委員におかれましては、決算審査の報告、大変お疲れさまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、村長の提案理由及び質疑を省略をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第16号

令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまで、以上7議案について議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休憩

午前10時27分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

委員長に林 昌子君、副委員長に山崎幸子君、以上でございます。

請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配布をいたしました請願文書表のとおり所管常任委員会に付託をいたします。

所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時28分 散会

**令和4年第3回
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和4年9月14日 開議

一般質問

山崎 幸子 議員

松村 広志 議員

議案

(質疑・討論・採決)

議案第2号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第5号)

議案第5号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第6号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第7号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第8号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

議案第9号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算(第1号)

(委員長報告・討論・採決)

議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 令和3年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 令和3年度美浦村水道事業会計決算認定について

議案第15号 令和3年度美浦村下水道事業会計決算認定について

議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

(意見書上程・質疑・討論・採決)

発委第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書議員派遣について

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番 下村 宏 君 2番 小泉 嘉忠 君

3番	北出 攻 君	4番	松村 広志 君
5番	葉梨 公一 君	6番	塚本 光司 君
7番	岡沢 清 君	8番	飯田 洋司 君
9番	山崎 幸子 君	10番	林 昌子 君
11番	小泉 輝忠 君	12番	沼崎 光芳 君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中島 栄 君
教 育 長	富永 保 君
総 務 部 長	木鉛 昌夫 君
保 健 福 祉 部 長	鈴木 章 君
経 済 建 設 部 長	木村 光之 君
教 育 部 長	菅野 眞照 君
総 務 課 長	青野 克美 君
企 画 財 政 課 長	大竹 裕幸 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和4年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

なお、本日はポロシャツでの出席ということで皆さんにも伝えてあります。上着のほうは脱いでも結構ですので、よろしく願いをいたします。

また、ボード内での発言については、マスクをとっていただいても結構です。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配布しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、山崎幸子君の一问一答方式での質問を許します。

山崎幸子君。

〔9番議員 山崎幸子君登壇〕

○9番（山崎幸子君） おはようございます。

9番議員、山崎でございます。

通告に従い質問いたします。

昨年6月定例会に質問をさせていただいた中学校の制服の件で、再度質問をさせていただきます。

私の質問の中で「特別な事情があつて、どうしても、規定の制服を着ることが難しい生徒がいる場合や、特別な事情はなくても、みんなが自由に選べるような制服が理想だと思うが、制服の在り方を改めて考える場を設けることはできないか」との質問の際の答弁で、「美浦中では、生徒会総会で話し合い、生徒心得の中の制服の部分を改正した例がある。生徒が自ら考える体制はできているので、今後は生徒会の話し合いの場でLGBTなどの性的少数者に対する配慮の議題を教職員から投げかけ、特別な配慮が必要な生徒を思いやることも学び、制服の在り方について考える場にしていきたい」とのことでしたが、その後、生徒会での話し合いの場は設けられたのか。また、その際の話し合いは、どのような内容だったのかをお聞きいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長（菅野眞照君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

美浦中学校におきましては、本年1月から3月にかけて、新生徒会本部と担当教諭で、制服を含む校則の見直しに向けた話し合いが行われ、年度が変わった4月には現在の校則について考えることや改善したほうがいいことについて、全生徒に対してアンケートを実施しております。その後、生徒会本部と担当教諭で意見を集約し、5月の生徒会総会に向けた資料を作成しておりますが、その中で、制服については「性的マイノリティーへの配慮から「男子」「女子」の区別をなくしてはどうか」との提案がされたようです。

生徒会総会は、オンライン開催となったため、意見共有システムを使用して意見がまとめられました。

その後、職員会議でアンケート結果を踏まえた話し合いを行うなど、現在職員レベルで制服への対応について、取り組みをしているところでございます。

具体的な案といたしましては、制服については、男子、女子の指定をなくす方向で考えており、デザインの変更については、中期的な課題として検討していくとのことであり、

以上、山崎議員への答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 御答弁ありがとうございます。

本年1月から3月に生徒会本部と担当教諭で制服を含む校則の見直しに向けた話し合いや、4月には全生徒に対しアンケートの実施、その後、生徒会総会に向けた資料の中で、制服については、男子用・女子用の区別をなくしてはどうかとの提案がなされたとのこと。さらにその後、職員会議で、制服については男子・女子の指定をなくす方向で考えており、デザインの変更については中期的な課題として検討していくとの御答弁、とても前向きに取り組んでいただき、ありがたく思います。

資料をご覧ください。

今後、生徒会の話し合いや全生徒に対してのアンケート等の際には、このような写真等も見せて生徒が具体的にイメージできるような工夫もしていただきたいと思います。制服を一気に変えるとなると保護者の負担も大きくなるでしょうが、北九州市の教育委員会では、現行の制服と新しく取り入れた制服のどちらでもオーケーで、どちらを選ぶかは生徒個人に任せ、好きな服を選ぶことができるという方法を取り入れたそうです。そのような方法で徐々に新しい制服に変えていくという方法をとれば、保護者の負担もかなり軽減されるのではないのでしょうか。

以上のことについて、見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長（菅野眞照君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のような方法で、制服を変更した例があることは存じ上げております。また、制服については、茨城県においても調査を行っており、新設校などではいわゆる、どちらでも選べる制服が増えていること、制服自体ない学校があることも存じ上げております。

そのような中で、一つ目の御質問でお答えしたとおり、現在、教職員で協議を行っているところであり、正式には年度内に開催予定の臨時生徒総会で決議の後、現在の案である男子・女子の指定をなくす方向であると、学校から報告を受けております。御理解をいただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、文部科学省が近く改訂する学校教員用の手引書、生徒指導提要に、LGBTなど性的少数者の児童生徒への対応に関する項目を盛り込む議論を進めている。現在は理解度にばらつきが大きく、学校での指導や接し方が原因で傷つく子供もいる。新たな流れに、支援者から一歩前進と期待の声が上がるとの新聞報道がありました。

今、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長（菅野眞照君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

生徒指導提要とは、文部科学省によれば「生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取り組みを進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたもの」とあります。平成22年3月に初めて定められ、今回が初めての改訂となります。

議員御指摘のとおり、LGBTへの対応など現代社会で発生している様々な課題への対応を、生徒指導提要の改訂に関する協力者会議で協議し、現在、第8回資料として素案が示されております。

この後、生徒指導提要が正式に改正された際には、LGBTに対する新たな考え方を取り入れた新生徒指導提要にのっとり、学校での生徒指導に取り入れていくようになると思われま。

以上、山崎議員の答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 御答弁ありがとうございます。

それでは次に、スカートをはくことに抵抗がある生徒に対しては、どのような対応をされるのでしょうか。

以前、私のところに制服のことで相談に来た児童は、現在小学校5年生で、来年は6年生となり、中学校の制服を購入しなくてはいけなくなります。制服の購入をどうしたらよいか悩んでいます。制服の購入は、どのようにしたらよいのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長（菅野眞照君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

議員が述べられたような児童生徒がいましたら、生徒指導の意義でもあります「すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものとなることを目指す」ことを踏まえながら、指定制服の自由選択を含めて、本人並びにその保護者と面談を行うよう、校長へ指導・助言してまいります。早めに教育委員会に御相談してください。

以上、山崎議員への答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 御答弁ありがとうございました。

子供たちが制服等を含めた校則や生徒会規律を、自分のことだけではなく、心に悩みを抱えている人たちのことも考えて、自分たちで考えて変えていけるような人間に育ててほしいと願い、一つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

住民から、デマンドタクシーを利用する際や予約する際に困っていると相談され、デマンドタクシーについて質問いたします。

まず最初に、現在の運行曜日と運行時刻はどのようになっているのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

デマンドタクシーの運行は、祝日を除く月曜日から金曜日の平日で、お盆期間の8月13日から15日、年末年始の12月29日から1月3日は運休となっております。

時刻は、午前8時から1時間ごとに9時、10時、11時、12時出発はなく、午後は1時、2時、3時、4時の出発で、1日2台の車両で8便ずつの運行となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 運行時刻が11時の後が13時になっていますが、住民の要望としては、朝の1番の便で病院に行き診察をしてもらい、薬をもらったりすると12時頃になるのだが、12時の便がないため13時の便まで待つしかなく、とても不便だという声をよく聞きます。ドライバーが1人だと昼食をとる時間がないため、12時の便を抜いていると思うのですが、ドライバーを午前の部と午後の部の2人でシフト制にし、午前担当する人と午後担当する人とに分ければ、12時の便も出せるようになるのではないのでしょうか。

ちなみに、阿見町のデマンドタクシーは、ホームページで見ると、8時から15時まで全ての時間帯に便があります。美浦村でもそのようにはできないのでしょうか。阿見町の例も含め、部長の見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

阿見町のデマンドタクシーでございますが、出発時刻は、午前8時発の第1便から午後4時発の第9便までの毎正時、12時発も含め9便運行しております。

美浦村の現在の運行について、12時の便を加える場合、1便増便となりますが、配車や運転手の調整については委託をされている業者が行っております。

運行時刻については、公共交通会議において協議を行い、変更が了解されたとの証明を添付して陸運局へ申請し、許可いただけないと、その時間での運行ができないこととなっております。

また、村の財政も厳しいため、委託料の増額は困難であり、現在の委託料の範囲内で1便の追加が可能なのか、受託業者に確認し進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 御答弁ありがとうございます。

運行時刻については、公共交通会議において協議を行い、変更が了解されたとの証明を添付して運輸局へ申請し、許可されないと、その時間での運行ができないとのこと、了解いたしました。なかなか難しいものですね。でも今、部長の答弁の中で「受託業者に確認して何とかならないかを進めてまいります」との御答弁でしたので、その辺さらに、お願いいたします。

次に、デマンドタクシーの予約の方法はどのようになっているか、お聞きいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

デマンドタクシーの予約につきましては、予約センターに電話またはファクスで予約いただく仕組みで、利用日前日から予約を受け付けています。予約受付時間は、午前9時から午後4時までとなっております。

また、午前8時発の第1便、9時の第2便につきましては前日予約のみとなりますが、当日10時発、利用日10時発の第3便以降については出発時刻の1時間前までの予約もできます。

月曜日の予約につきましては前日が休日となるため、前の週の金曜日から予約を受け付けております。特に、月曜日の第1便・第2便につきましては金曜日午後4時までの予約に限られてしまうため、御注意していただきたいところではございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） それでは、月曜日の1便か2便の予約希望の場合は、前の週の金曜日に予約を入れることができるということですね。ある住民の方が、月曜日の早い時間に病院に行くために金曜日に予約の電話を入れたところ「予約を受け付けることができないので、当日に電話をしてください」と言われ、それで当日に電話をしたら「いっぱいです」と言われたそうです。その話を聞いたとき、私は予約は前日でなくてはできないのかと思い、それじゃあ、月曜日の1便や2便は前日が休みだから、どうやって予約をするならするのだろうと疑問に思い、福祉介護課に行き、デマンドタクシーのパンフレットをもらってきました。

資料をご覧ください。

パンフレットの一番下に「月曜日に予約したい場合は土を除いた前の週の金曜日から予約ができます」と小さく書かれていました。今ここに映し出されているのは一番下、字は小さいですけど青色、色を別にして載ってますけど、これ住民が窓口でもらう資料のところには、あれは黒い字で、本当に目立たない小さい字で、同じ黒い字で、そのような感じものが配られています。一応見ると、字は小さくても、それは、月曜日に予約したい場合は前の週の金曜日から予約ができますっていうことは載ってはいるんですけど、でも、

電話をしたときに、金曜日に受付をしてもらえなかったということは、電話を受けた人が月曜日の1便・2便の予約に関しては、金曜日に受付ができるということを把握していなかったということだと思うので、電話を受けるスタッフの人には予約の方法を再度しっかり確認してもらおうということと、デマンドタクシーのパンフレット内の月曜日の予約についての部分をもう少し大きく記載したほうがよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

予約の際の予約センターの対応につきましては、利用者が不便と感ずることのないよう、規定どおりにそして丁寧に行っていただくよう、改めて委託している業者に要望してまいります。

山崎議員から資料として提出していただきました、デマンドタクシーの利用の手引き、パンフレットにつきましては、御意見を踏まえ、文字を大きくすることや月曜日の予約方法など御注意いただきたい点については色を付けるなどの工夫をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） それでは、デマンドタクシーのパンフレットのほうはよろしくお願ひいたします。

次に、東京医科大学茨城医療センター（以下「阿見医大」）まで行くデマンドタクシーの、阿見医大での乗降場所はどの場所で、どのように乗降しているのかをお聞ひいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

東京医科大学茨城医療センターでの乗降場所につきましては、正面玄関の料金ゲートの手前の左に入ったところが、ロータリーのようになっておりまして、そこで乗り降りをしていただいております。また、ここには職員用の出入口があるため、小さいものですが屋根がついております。利用される方はここで降りて、玄関まで歩いていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 美浦村のデマンドタクシーの乗降場所は、阿見医大の職員用の入り口のところで小さい屋根がついているとのことですが、その屋根は車の乗り降りをする際には到底雨をしのげるようなものではありません。阿見医大までデマンドタクシーを利用している人からの困り事で「車の乗降場所を病院正面入り口の屋根のついているとこ

ろにしてほしい」「現在、美浦村のデマンドタクシーは乗り降りをするところが病院横の出入口のところのため、雨の日はぬれてしまう」このような御意見が多く聞かれます。

他の自治体のデマンドタクシーのような車両は、病院の正面入り口前の屋根のついてある場所で乗り降りをしているそうです。本村のデマンドタクシーは、どうして正面入り口前での乗降ができないのでしょうか。部長の見解をお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

デマンドタクシーは公共交通でございますので、一般のタクシーと同様な、あるいはほかの自治体のタクシーと同様な扱いというのは考えられておりません。

正面入り口ではなく、職員入り口のところでの乗降につきましては、そこでの乗車・降車を条件に医大への乗り入れを特別に認めていただいたものですので、雨天時など利用者に御不便をおかけすることとは存じますが、乗り降りにつきましては、現在の場所にて継続することに御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） それでは、ただいまの美浦村のデマンドタクシーが阿見医大での乗降場所についてのことで、村長にお尋ねいたします。美浦村のデマンドタクシーが阿見医大まで乗り入れ可能となった当初のいきさつや取決め等が分かりましたら、教えてください。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 定例議会再開、大変御苦労さまでございます。

山崎幸子議員のですね、デマンドタクシーということで、医大に乗り入れるという部分については、デマンドタクシー全国いろんなところでやってるんですが、ほぼ一つの自治体の中しか運行ができない。それを考えるとやはり、美浦の中にも大きい病院があります。個人の病院もありますけども。美浦村の患者さんね、大きい病院と同じくらいの利用者数がありますということで、タクシーで行くとかなり、近い方でも2,000円から3,000円、遠い方だと4,000円から5,000円くらいかかるところもあります。そういう意味で、美浦村から投げかけて、阿見町の地域公共交通会議を開かせていただきました。

平成20年8月が美浦のデマンドのスタートなんで、患者さんのために安く御利用いただけるというような部分で、阿見町を巻き込んでの地域公共交通会議、この中で実は「乗り入れ、阿見町にはしないでくれ」という民間の事業者、名前を言うと幾つかあるんですけども、そこから反対がありました。そういう中で、医大の意向も踏まえて「これだけ美浦村のほうから診察に訪れる患者さんが来てくれるんだから、ぜひ、認めてやってくれ」ということを、医大のほうから民間事業者の話が伝わって、民間事業者が折れて、阿見町

にも乗り入れて結構ですよと。ただし、目的は医大までの、よそのいろんな民間のところには駄目ですということで、現在、美浦村以外で行けるのは、阿見町の医大だけということでございます。

先ほど鈴木部長がいろいろと山崎議員の質問に答えましたけども、それは、最大できるだけの範囲の中で、美浦村のデマンドが阿見町の中に行けてるということで、本当であれば正門の入り口の玄関の所で乗降できればいいんですけども、そういうことがあって民間の事業者にも配慮するということで、職員通用口の所で乗降をお願いしているということでございます。

いろいろと利用者には不便な点もあるかと思えますけども、そういう部分で特別な許可をいただいて、陸運事務所のほうからの許可が出て、阿見町までの運行が可能になった。事実、よその自治体で運行しているところでも、他自治体までの乗り入れはほぼしていないのが現実のデマンドの運行でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 村長の御答弁、ありがとうございます。

そうしますと、当初平成20年8月から開始して、その当時は、地域公共交通会議で阿見町の業者はちょっと美浦村が阿見町に入ることは難色を示していたけれど、阿見医大までは特別いいですよっていうことで折れてくださったということですね。ただ、そのときに、取り決めは、その正面玄関の屋根のついてるところでの乗り降りはしないでくださいってことは言われてはいないんですよ。美浦村が一応配慮して、そこに行かないで横のほうで乗り降りをする。

そうすると、やっぱりこの利用者からの不便だっていう声が多いので、地域公共交通会議は毎年行われているとお聞きしました。そのときに、ちょっとその辺利用者の声、不便だっていう声が多いということで、正面玄関前のところまで何とか乗り入れさせてもらえないかっていうようなことを、地域公共交通会議のときに村長のほうからお話ししていただきたいと思えます。

それでは、次の質問です。

これまでのデマンドタクシーに対する私の質問と部長の答弁をお聞きになり、今後、デマンドタクシーをどのようにしていったらよいか、村長の見解をお聞きいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） デマンドタクシーの運行について、再度質問いただきました。

その前にですね、阿見町の医大だけの乗り入れじゃなくて、後になってですね、稲敷市役所までも行ってます。その先は行ってないんですけども、たまたま、あそこの南原から市役所まで400メートルぐらいの部分なんですけども、そこは民間のほうとの兼ね合いがほぼないという部分で、乗り入れをさせていただいていると思えます。そういう意味でも、1カ所じゃなくて、美浦村は隣町の市、町にも乗り入れているということでございます。

す。

それとですね、どのようにしていったらいいか山崎議員のほうからはいろんな提案をいただきました。時間的な12時の運行はどうかという部分、それは運行事業者のほうと詰めて、それは可能かどうか、その辺も検討をしていきたい。費用負担が増える部分であれば、その辺も増えないとやらないのか、増えなくても時間をずらして2台のうちの1便だけ12時を運行できるようにするか、その辺も踏まえてちゃんと課のほうで調整をして、案が出れば、そういうものを少し今度の公共交通会議の中で提案をしていきたい。

それとですね、医大の正面玄関前っていうのも、これもできれば阿見町との地域公共交通会議の中で提案をして、民間事業者の圧迫にはなりませんよという部分で御理解をいただけるような部分で納得していただければ、それも可能になる手段はどういう部分で美浦村が対応すれば乗り入れ可能になるか、その辺も含めて次回の阿見町との地域公共交通会議の中で提案をして、相手の情報が得られれば、そこまで行けるといふふうに思います。

ただ利用者のね、村内だけじゃない部分で行かしていただいている部分については、その辺の費用負担の安さを考えてもらって、利用者にはぜひ御理解をいただきたい。

それとパンフレットもですね、もう少し予約の方法、私も使っていないんでそのパンフレットあんまり見ないんですけども、利用者が見て一目で理解できるようなパンフレットに今度は部長のほうで変えていただけるといふふうに思いますので、ぜひその辺、正式なこういう形で今度は出しますよっていうときには、ぜひ、議員も一読いただいて、それで納得できるかどうかも含めて、一応パンフレットの改正をするときにはお示しをしていきたいというふうには考えております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 村長の大変前向きな答弁、ありがとうございます。

今後も、デマンドタクシーがより一層利用者に寄り添った対応をしていただけることを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一问一答方式での質問を許します。

松村広志君。

〔4番議員 松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） おはようございます。

4番議員の松村です。よろしく願いいたします。

初めに、「世界には人間の命より大切なものはない」これは、先月30日に亡くなられたゴルフバチョフ元ソビエト連邦大統領の明言である。旧ソ連の最高指導者として米ソ冷戦の中、ペレストロイカを掲げ「新思考外交」で核軍縮の流れをつくり、東西冷戦を終結させた。彼の残した多くの実績については様々な評価があるが、大局から見れば人類の生存と持続可能性に対し大きな功績を残した偉人であることは間違いないと考えております。

改めて御冥福をお祈りいたします。

通告書に従って、質問をさせていただきます。

おひとり様などの終活支援事業について伺います。

超高齢化社会に突入している現在、終活が広く浸透する中で、自治体から終活支援を行うところが出ている。民間の終活支援サービスは基本的に有料だが、行政からの無料のサポートも近年には見受けられる。

自治体による終活支援事業が注目される中、高齢化問題などに対する支援の一環として、身寄りがいない方や身内が遠方や疎遠で頼れないなどの方が対象であります。住民の命に関わる大切な課題と言える、生前から死後までの一連の支援について、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 松村議員の御質問にお答えします。

まず、本村の現状につきまして御説明申し上げます。

高齢の方が住みなれた家で在宅生活が継続できるよう、高齢福祉サービス・介護保険サービスなどを組み合わせ、安否確認が継続的に行われるよう支援を行っています。高齢福祉サービスでの安否確認は、週1回乳製品を配達するひとり暮らし高齢者愛の定期便、月2回弁当を配達するひとり暮らし見守り配食サービスによって、また、民生委員の方々も安否確認のための訪問をされています。

介護認定されている方につきましては、ケアマネージャーによる訪問や通所系サービス、訪問系のサービスなどにより、安否確認とともに生活支援を行っています。

終活に関することといたしましては、ひとり暮らしや身寄りのない方、所得の低い方、貯蓄が少ない方などから相談を受けることがあります。御本人や身内の方のほか、病院や施設のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー、民生委員、関係機関などからの相談があり、困り事や状況を把握し、相談、支援を開始する流れとなっております。

支援の内容としましては、まず、個人の事情に応じた相談を行います。相談内容は一人一人異なるため、その方の困り事や要望・状況に応じて、適切な機関へつないだり、情報提供や助言を行い、個々に沿った、よりよい相談支援を心がけて行っています。

終活支援の一例を挙げますと、身寄りのない方から御自分が亡き後のことを生前に準備しておきたいとの相談があり、御本人が葬祭事業者と火葬や納骨などの死後の段取りについて手続をされるまでの助言、支援を行ったことがあります。このような支援を令和2年度は1件、令和3年度は1件行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 終活支援とあわせて、エンディングノートの無料配布を行う自治体もあります。本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 松村議員の御質問にお答えします。

エンディングノートにつきましては、本村では作成、配布はしておりません。

なお、令和3年度に生涯学習課で終活に関するセミナーとして、講座として、終活の始め方・エンディングノートの書き方などをテーマとする終活講座を企画、計画いたしまして、こちらについては広報でお知らせをしているところがございますが、参加者が集まらず、開催は中止となっております。

また、村内に終活相談を行っている葬祭業者もありますので、当該業者を紹介するなど対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 終活講座に参加者が集まらなかったとの答弁がありました。終活については、とてもナイーブで難しい面も多々あります。しかしながら、これに懲りずに、村民のため、機を見ながらぜひとも企画の継続をよろしくお願いいたします。

続いて、本村の防災支援について伺います。

災害が激甚化、巨大化する中、想定外という概念が置き去りにされている感すらあります。何の前触れもなく突然起こる災害、住民にとって頼みとなるのは、自治体の対応であります。しかしながら、規模と内容によっては、望まれるクイックレスポンスが得られないことは、これまでの多くの事例で明らかである。

災害時の大事なアイテムとして、防災リュックが見直されている。万一に備えた必要アイテムがセットされたものであるが、価格帯も数千円から数万円まで内容に応じ、商品も様々である。容易に購入できる家庭では問題はないが、生活収入が厳しい非課税世帯などの方が購入するとなれば、大きな負担となります。何より大事な命を守る取り組みの上からも、助成を図っていくべきと考えるが、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

市販されている防災リュック及び防災用品のセットにつきましては、自宅から安全な場所へと素早く避難する際に持ち出すもので、飲食物や生活用品など、避難時及び避難先で最低限の生活ができるよう利用可能なものがそろっており、災害による急な避難を行う際に有用なものであります。

本村におきましては、地震・風水害等の自然災害に対し、避難所としている各小学校及び中央公民館、みほふれ愛プラザ等公共施設に防災倉庫の設置を行い、避難者への食料品及び生活用品を備蓄しております。

また、各御家庭の状況に応じた備蓄品確保につきましては、啓発を行い推進している

ところではございますが、災害時において急激な浸水や土砂崩れ等による避難行動が困難になると想定される地域は少ないことから、助成に対する効果が見込みづらい状況でございます。

これらのことにより、現時点、村では必要最低限の装備で、避難してこられた方に対して村で備蓄している避難用品を活用し、今後は防災支援の研究をさせていただければと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） どこまでも生活者目線を忘れることなく、これからも真摯な取り組みをよろしく願いいたします。

3番目の質問をさせていただきます。

地域ごとの消費者の生活相談体制の格差が指摘されている。茨城県では、住民がどこに住んでいても質の高い消費生活相談を受けられる機会の確保を目指し、その構築として、現在全ての市町村に相談窓口が設置されている。令和3年においては、消費生活相談件数が2万1,923件にも上り、市町村相談受付率は77.2%となっております。

本村の消費生活センターの実績と取り組みについて伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

美浦村消費生活センターでは、村民の消費トラブルの未然防止及び解決、そして、消費者教育の推進を通し、村民が自立した消費生活を送ることを目的として設置され、2名の消費生活相談員が交代制で週4回、村民からの相談に応じております。

令和3年度の相談件数は120件、内訳は、消費活動に伴う相談が118件、問合せが2件でございます。相談方法は、電話によるものが75件、来訪によるものが45件でございます。令和3年度、人口に対する相談比率は、全国0.676%、県0.682%に対し、本村では0.803%と全国・県より高くなっております。

相談内容は多岐にわたっており、直近ではコロナ禍による収入減や外出を控える動きから、副業トラブルに関する相談や通信販売トラブルに関する相談が増加しております。

消費生活センターでは、啓発活動にも取り組んでおり、参加者の年代に合わせた出前講座や資料配布を行っております。また、国民生活センターや県消費生活センターと連携及び相談員研修会の参加等により、相談員自身が研さんに努めると同時に、最新の事例を広報みほ等を通して御案内をしております。

今後の課題といたしましては、消費生活センターの存在を御存じない村民もいまだ多くおられることから、引き続き周知活動に取り組んでいきたいと考えております。そして、相談体制の質を向上させ、消費生活センターの役割である消費者トラブルの未然防止及び解決に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 本村の当該センターへの取り組みについては、これまでも幾つもの感謝のお声をいただいております。2名体制で週4回、そして、質の高い対応に、頭の下がる思いです。本村からのさらなる周知をよろしく願います。

平成30年6月に民法の成年年齢を20歳から18歳へと引き下げることなどを内容とした民法の改正が成立し、今年4月1日より施行されました。それに伴い、国や県でも被害の対策強化を促しております。

年齢引下げによる若者の消費者被害について、本村の対応を伺います。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

民法の改正に伴い、令和4年4月1日より成人年齢が18歳へと引下げられました。本村でも、令和4年6月に成人したばかりの学生から副業トラブルに関する相談が寄せられており、消費生活センターが解約・返金のあっせんに入り、最終的に全面解約・返金となったという事例がございます。

若い消費者は未成年者契約の取消しによって解約ができたこれまでとは違い、自身に責任が問われる契約は簡単に解約ができないこと、また、簡単にもうかる、うまい話がないことを、消費生活センターが若い消費者に美浦村ホームページ等でしっかりと伝えていく必要があります。なお、広報みほ6月号にも、成年年齢引下げによる若者消費者被害防止啓発記事を掲載しております。

消費生活センターといたしましては、一人一人に寄り添いサポートすることはもちろんでございますが、関係部門と連携し、相談者を孤立させないように配慮しつつも、若い相談者に対して自立を促し、消費者トラブルの解決に導いていきたいと考えております。

今後も、相談員を中心として様々な形・角度から啓発を続け、日々精進しながらセーフティーネットとしての役割を果たしてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） これからも相談員の方には村民の暮らしと生活、さらには命を守ることもつながる大切な取り組みをよろしく願います。

また、消費生活センターの周知については、これまで以上に若者をはじめ、より多くの方々に認知されるように、広報紙のみならず、他のツールの活用の検討も願います。

最後に、本村の学校教育とSDGs（持続可能な開発目標）についてお尋ねいたします。

昨年度から始まった本村中学校でのSDGsの学習が、先日、茨城新聞にて取り組み

事例として紹介をされた。これは、茨城新聞のSDGsを特集した「いばらきSDGsプロジェクト」によるもので、持続可能な開発目標の達成に向けたテーマ「種をまこう、子どもたちの未来へ」の活動を紹介しているものです。記事の中、田組校長や西本教諭が少し紹介されております。以前、SDGsやESDについて小山課長に取り組みの様子を伺った折、御苦労されながらの皆さんの賢明なお取り組みを教えていただきました。教育長をはじめ担当課の皆様、現場の先生方に対し、感謝を申し上げます。

改めて、本村の取り組みの成果、そして、今後の課題を伺います。

○議長（下村 宏君） 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長（菅野眞照君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員のほうから掲示がございましたように、本年7月5日の茨城新聞に美浦中学校3年生の「SDGs達成に向けて、自分にできることは何だろう」という内容の記事が掲載されました。美浦中学校の取り組みについてですが、令和3年度から3年生の総合的な学習の時間にSDGsの学習が取り入れられるようになりました。成果といたしましては、SDGsについての趣旨や内容を知ること、日本や世界がおかれている現状や課題への関心を高めることにつながり、結果として自分自身の生活や将来について考えるようになるなど、SDGsの取り組みに対する主体性や創造性の育成につながりました。

また、今後の課題といたしましては、SDGsが17の目標、169のターゲットとテーマの幅が広い、個人課題一つを選択することが困難であること、また、いわゆる教科書的なものがないため、指導者側の事業の取り組みについて工夫が求められることがあります。

以上、松村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） さて、SDGsが掲げる17の目標ゴールは、誰一人取り残さないとの理念が重要であり、これは、全ての人が対象となります。

そこで、今後の小学校での導入や学校教育以外の取り組みについて、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長（菅野眞照君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

SDGs、いわゆる持続可能な開発目標は、平成27年9月国会採択の2030アジェンダで示された2030年に向けた行動指針として定められたものでございますが、日本の教育界においては、先ほど一部議員の御指摘にもございましたが、平成10年に持続可能な開発のための教育、いわゆるESD（Education For Sustainable Development）という考え方を掲げ、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を既に進めておりました。現在では、SDGsという目標を達成するための教育として、

新学習指導要領にも位置づけられております。

また、生涯学習の場においても、国のアクションプランの、人づくりの中核としての保健、教育、令和元年の持続可能な開発目標実施指針改定版を踏まえ、生涯学習を実践しており、本年度は9月15日に美浦大学や美浦大学院、あったか家庭塾と合同で、SDGs研修を予定しております。次年度以降につきましてもSDGsの重要性を十分考慮した上で、適切な事業展開について検討を行いながら進めていく予定です。

以上、松村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 今年6月、こども政策の司令塔となるこども家庭庁設置法案が可決し、明年4月に発足する。あわせて、こどもの権利を保障するこども基本法も可決、成立しました。これは、公明党が、以前より政府の経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針などに関する提言の中で、これまで、こども家庭庁、こども基本法を仮称として制定をして、主張してきた経緯があります。設置法の成立には、岸田首相からも、こどもまんなか社会を実現しなければ、日本の未来を描くことはできないとの強調がなされております。1989年の国連総会で採択され、翌1990年に発行された子どもの権利条約には、一般原則として、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止がうたわれております。このことは、本村が進めるSDGsの理念と目標にリンクしてまいります。

新たな「こども基本法」によるSDGsの推進について、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長（菅野眞照君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

平成6年の児童の権利に関する条約批准以来、これまで国内で条約に対応した包括的な基本法及び子供の権利擁護に対する横断的な行政機関はありませんでしたが、本年6月15日、こども政策の総合調整・司令塔機能を担うこども家庭庁の設置法、あわせて議員御質問の、子供施策の基本理念となるこども基本法が参議院本会議で可決され、成立いたしました。

また、子供に関する政策は、文部科学省や内閣府、厚生労働省をはじめ多くの省庁に分かれて実施されていましたが、幼稚園に係る施策と一部を除き、多くの政策がこども家庭庁に集約されます。

議員御質問のこども基本法によるSDGsの推進でございますが、こども施策を総合的に推進するための「国のこども大綱」、それを踏まえて作成される「県こども計画」が策定された後、それらを勘案して、村のこども計画を策定することとなっており、計画にSDGsの推進が盛り込まれるものと考えております。

以上、松村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 誰も置き去りにしない、このSDGsを掲げる崇高な理念は、同時に誓いでもあります。しかし、世界を覆う幾つもの問題に対峙するとき、障害となるのは何でありましょうか。今だけ、ここだけ、自分だけ繰り返される社会。そして、生命の軽視。今から60年前の9月13日に示された、確かな指針。大衆とともに戦い、大衆のために戦い、大衆の中に入り切って、大衆の中に死んでいく、党創立者が示した立党精神があります。当時、米ソ冷戦の最中、国内は不毛のイデオロギー闘争に明け暮れ、庶民が置き去りにされた社会環境にありました。そのとき以来、生命の尊厳の上から、公明党は福祉の党、平和の党、教育の党として、どこまでも庶民に寄り添う活動を展開し続けてまいりました。これからも立党精神に違うことなく、地域の皆様のお役に立つために、私も邁進してまいります。

以上で質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

以上で通告のありました一般質問は全て終了をいたします。

ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時半に再開をいたします。

よろしく願いいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時29分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第2号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第5号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。
-

- 議長（下村 宏君） 日程第6 議案第6号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。
-

- 議長（下村 宏君） 日程第7 議案第7号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第8号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第9号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についての7議案を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 林 昌子君。

〔決算審査特別委員長 林 昌子君登壇〕

○決算審査特別委員長（林 昌子君） 令和3年度美浦村決算認定の7議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和4年9月6日、本議会において設置され、同日、議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についての7議案が委員会付託となりました。

特別委員会は、9月6日、12日の2日間開催をいたしました。

9月6日の特別委員会では、正副委員長の互選を行い、指名推選により決算審査特別委員長に私、林 昌子、副委員長に山崎幸子君が選任をされました。

9月12日の特別委員会では、議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの7議案について審査を行いました。

審査の結果、議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第15号 令和3年度美浦村下水道事業会計決算認定についての6議案は、全会一致により認定するものと決定いたしました。

また、議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定については、全会一致により可決及び認定するものと決定いたしました。

以上の結果を、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

これより、議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議案第11号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議案第12号 令和3年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議案第13号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議案第14号 令和3年度美浦村水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議案第15号 令和3年度美浦村下水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は可決及び認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長 塚本光司君。

[厚生文教委員長 塚本光司君登壇]

○厚生文教委員長（塚本光司君） 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査の結果を御報告申し上げます。

厚生文教委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、9月7日水曜日午後2時より委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者、茨城県教職員組合中山幸男氏外55名、紹介議員は、山崎幸子議員です。

請願内容は、子供たちの学びの質を向上させること。

また、教職員の職場環境改善の必要性を評価し、全会一致にて採決と決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては御理解の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択とすることです。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 発委第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を議題といたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議員派遣についてを議題といたします。

本案については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 委員なしと認め、さよう決定をいたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 日程第14 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申出のとおり調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了をいたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年第3回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下村 宏

署名議員 飯田 洋司

署名議員 山崎 幸子

署名議員 林 昌子

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 1 号)

令和4年9月6日 開議

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	林 昌子 君
副委員長	山崎 幸子 君
委員	下村 宏 君
〃	小泉 嘉忠 君
〃	北出 攻 君
〃	松村 広志 君
〃	葉梨 公一 君
〃	塚本 光司 君
〃	岡沢 清 君
〃	飯田 洋司 君
〃	小泉 輝忠 君
〃	沼崎 光芳 君

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 柳 堀 浩

○議会事務局長（柳堀 浩君） それでは、決算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でございますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でございますので、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま、事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、御協力よろしくお願いいたします。

午前10時22分 開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は、12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。これより、委員長の互選を行います。お諮りいたします。委員長選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。よって、指名推選により行うことに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、臨時委員長が指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。よって、臨時委員長が指名することに決定いたしました。それでは、林 昌子君を委員長に指名いたします。ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。よって、林 昌子君が委員長に当選されました。御協力ありがとうございました。それでは、委員長と交代をいたします。

○委員長（林 昌子君） それでは、委員会を再開いたします。これより、副委員長の互選を行います。お諮りいたします。副委員長の選挙の方法は、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、委員長が指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

それでは、山崎幸子君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、山崎幸子君が副委員長に当選されました。

○委員長（林 昌子君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は、9月12日午前10時から開催いたしますので、よろしく
お願いいたします。

お疲れ様でございました。

午前10時25分 散会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 2 号)

令和4年9月12日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定について
- 2) 議案第11号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 3) 議案第12号 令和3年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4) 議案第13号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 5) 議案第14号 令和3年度美浦村水道事業会計決算認定について
- 6) 議案第15号 令和3年度美浦村下水道事業会計決算認定について
- 7) 議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定について

1. 出席委員

委員 長	林 昌子 君
副委員 長	山崎 幸子 君
委 員	下村 宏 君
〃	小泉 嘉忠 君
〃	北出 攻 君
〃	松村 広志 君
〃	葉梨 公一 君
〃	塚本 光司 君
〃	岡沢 清 君
〃	飯田 洋司 君
〃	小泉 輝忠 君
〃	沼崎 光芳 君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島 栄 君
教 育	長	富永 保 君
総 務 部	長	木鉛 昌夫 君

保 健 福 祉 部 長	鈴 木 章 君
経 済 建 設 部 長	木 村 光 之 君
教 育 部 長	菅 野 眞 照 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課 長	佐 藤 大 吾 君
収 納 課 長	成 島 幸 子 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 澤 光 一 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
健 康 増 進 課 長	藤 田 良 枝 君
国 保 年 金 課 長	浅 野 洋 子 君
都 市 建 設 課 長	米 澤 稔 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
生 活 安 全 課 長	笹 倉 英 雄 君
上 下 水 道 課 長	圓 城 達 也 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	吉 原 克 彦 君
幼 稚 園 長	矢 崎 和 子 君
大 谷 保 育 所 長	保 科 八 千 代 君
木 原 保 育 所 長	永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時02分 開議

○委員長（林 昌子君） 改めまして皆様おはようございます。

決算審査特別委員会への御参集、大変お疲れ様でございます。

ただいまの出席委員は12名です。

それでは、ただいまより令和4年第3回定例会決算審査特別委員会を再開いたします。

委員並びに執行部各位に申し上げます。

委員におかれましては質疑の際、決算書及び事業報告書等の当該ページ並びに科目名を示し

てから、簡単明瞭な質疑を行ってください。

執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。

それぞれに聞き直し等のないように、大きな声ではっきりと質疑、答弁をお願いしたいと思っております。

また、質問される際、質問事項が例えば一つの項の中で二つ三つと関連で質問される方がいらっしゃると思うんですけども、その場合には1問ずつに区切って質問されるよう、一つの質問に一問一答方式として行わせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） それでは、議事に入ります。

本定例会において、当委員会に付託されました議案の審査を行います。

当委員会に付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第10号から議案第16号まで各会計の決算認定及び剰余金の処分の7議案となっております。

なお、一般会計決算の質疑の順序については、歳入全般から行い、歳出については、款項目の項ごとに議会費から順番に行ってまいります。

○委員長（林 昌子君） それでは、議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

初めに、歳入、決算書の14ページから53ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

14ページから53ページです。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の49ページ、款 21諸収入、項 雑入、目 2番、学校給食収入。これは、今までも何度もちょっと資料を提出していただいたんですけど、収入未済額の状況調書、これを一覧表にしたものをいただきたいんですけど。

○委員長（林 昌子君） 提出だけでよろしいですか。

○委員（山崎幸子君） 今の質問に関しては、提出でお願いします。

○委員長（林 昌子君） 担当課のほうで提出……

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 菅野 教育部長。

○教育部長（菅野眞照君） ただいま山崎委員のほうから資料の提出の依頼をいただきました諸収入の雑入、学校給食収入の未収の部分ですね、これに関しましては、議員の皆様にお配りをさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 状況調書は後で配っていただけるということで、お願いいたします。

それで、この部分の学校給食収入のところの不納欠損額、これについてのちょっと説明をお

願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） それでは、山崎委員の御質問にお答えいたします。

決算書49ページの不納欠損額78万5,027円でございますが、こちらにつきましては、二つの学校の不納欠損についての合計の額でございます。

まず、大谷小学校のほうで3世帯5人分、延べ16回分の不納欠損額で67万6,598円。それから、美浦中学校2世帯2人分、延べ3人分の額で10万8,429円、合計が78万5,027円でございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） まず、人数と世帯数は今、説明していただいたんですけど、ここに不納欠損に至る、ちょっと経緯をお知らせください。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 山崎委員の御質問にお答えいたします。

こちら不納欠損につきまして、まず、遡りますと、令和2年のこの場、決算特別委員会のほうで、給食費の滞納問題につきまして御質問いただきまして、私どものほうでは、滞納の圧縮あるいは不納欠損に向けてやっていくというところで答弁させていただきました。昨年度につきましても、不能欠損のほう130万程度はやらしてもらいました。今回につきましても、やはり同じようなことで、やはり不納欠損ということで各保護者のほうに通知を出しまして、そのやりとりの中で、時効の援用があったものについては、要するにもう債権がなくなるというところで弁護士のほうからいただいておりますので、それに合わせまして援用をした方につきまして今回の不納欠損をしたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、来年度以降も、毎年この不納欠損っていうのは出てくるような形になるのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 山崎委員の御質問にお答えします。

今年3月の定例会のほうで債権管理条例というのが議決いただきまして、その中で、今やっているのはあくまでも債権がなくなったものの不能欠損でございますが、今年度からは、村内のあらゆる債権に関して債権放棄を含めたものが出てくる可能性がございます。この先いろいろと手続をしていく中で、その債権を放棄するということでのこの不能欠損額、あるいは今回のような時効の援用を受けた段階での不能欠損額というところが出てくる可能性があると思いますので、それは恐らく3月の報告になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（林 昌子君） 最後、3月の何ておっしゃいましたでしょうか。

○学校教育課長（小山久登君） 3月に恐らく債権管理条例に基づきまして、御報告することになると思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 以前にも報告はしていただいたのかもしれないんですけど、ちょっと私の記憶がちょっと定かではないので、その債権放棄の条件っていうか、どうなると債権放棄になるのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

少しゆっくり目にお話をお願いしたいと思います。すみません。

○学校教育課長（小山久登君） 債権放棄につきましては、ちょっとすみません、条文忘れましたが、地方自治法の中で債権を放棄するときには議会の承認が必要になるわけなんですけど、法律に基づく場合、あるいは条例に基づく場合、今回はその債権管理条例ですよ。それに基づく場合については、報告で行って、債権を放棄するというようなことでございます。美浦村といたしましては、今年3月に債権管理条例のほうを制定いたしましたので、それに基づきまして、債権放棄した場合、あるいは今回のような時効の援用の場合、これも含めまして報告をさせていただこうというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） その債権放棄をする条件っていうか、それは年数とか、年数がたつとなのか、それとも、その該当者と連絡がとれないとか、そういったその具体的なことはどうなんでしょう。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 山崎委員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、債権管理条例のほうで、その条件について示されておりますので、ちょっと詳しい文言についてはたゞいま詳細には申し上げられませんが、そちらのほうで合致したものにつきまして対処していくというふうになると思います。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員、よろしいですか。

○委員（山崎幸子君） これ以上聞いても……。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 細かいところで恐縮なんですけども、先ほど小山課長のお話、答弁の中で、不納欠損額前年は約30万円くらいというお話でしたが、これ23万8,500円。これ50万円くらい、約50万円くらい増えてるんですね。

この経緯、どの程度認識されているか、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 経緯を申し上げます。

松村委員の御質問にお答えいたします。

まず、経緯につきましてなんですが、やはり学校給食費の滞納分につきまして、かなり、今日これからお渡しいたします滞納の明細でございますが、かなり古い年度分がほとんどでございます。いろいろと連絡がとれない方であるとかもいらっしやいまして、連絡が幸いにもとれた方につきまして、担当のほうでいろいろとやりとりをさせていただいた中で、やはり民法上の被債権でございますので、2年間の消滅時効がございます、そういう話の中で、もう2年たっているんだからっていう話が出ちゃいますと、うちとしては、じゃあ、その2年たっていれば、何ていうんですかね、時効ってことで、不納というところのことを認めざるを得ないというところがございますので、その辺のやりとりの中で、不納欠損というところの判断に至ったというところがございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） ただいまの答弁で、2年たったら時効になるって、でも2年たつてすぐにやるわけではないんですよ。もっと何年もずっと収入未済になってるっていう——美浦村として、2年ですぐに時効になったからではなくって、もっと古いものに対しての不納欠損ですよ。

それが、どのくらいの年数だったらっていうような基準っていうものはあるんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 山崎委員の御質問にお答えいたします。

不納欠損をやるに際しまして、弁護士のほうに相談させていただいた経緯がございます。その中で、先ほど申し上げた被債権、これは、平成29年に民法のほうが改正されまして、現在の被債権は5年の消滅時効ですが、平成29年以前の発生した債権につきましては2年間の消滅時効になるんですが、その消滅時効というのがですね、時効の援用、先ほども申し上げました、債務者が「これは2年たっているからもう払わなくていいんですよ」って言われた瞬間に、その債権が消えるわけなんです。

それが言わなければ、そのことが言わなければ、ずっと消滅時効が起こっても債権は存在しているってことなので、要するにその時効の援用、債務者の方が「もう2年たっているので払いたくありません」あるいは「払わなくていいんですよ」って話された場合に限って、このような今年というか、令和3年については不能欠損を行いまして、そういう経緯がなかった債権につきましては、基本的に納められていなかったもんですから、滞納額として残ってるというような経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、じゃ、本人っていうか、親御さんっていうか、うちはもう2年以上たってるから払いませんって言った人——これ知らないで何にも言わないでいると、ずっといつまでも続いているっていうことなんですか。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 山崎委員の御質問にお答えいたします。

まさにおっしゃるとおりでございます、私どものほうから2年過ぎたから時効の援用をやってくださいとは言えませんので、あくまでも債務者の方からそういうことですよということがあれば、私どものほうではそのとおりでございますというところでお答えして、処理をさせていただくということになります。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） すみません、ちょっとしつこくて。それがずーっと何にも意思表示がないときには、ずーっとそのまま残ってるっていうことですか。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 山崎委員の御質問にお答えいたします。

まさにそのとおりでございます、そのために債権管理条例というものが、恐らく設置されたと思います。これを整理、債権管理条例ができたことによりまして、そういう、まさにすることもない不能欠損——時効の援用もできない、あるいは全く連絡が取れないというような方に対しまして、その債権の放棄というか、それを放棄して債務を消していくという、債権を消していくというようなことでの処理をしていくということになると思います。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） ここまでは了解いたしました。

○委員長（林 昌子君） それではほかに質問のある方。

北出委員。

○委員（北出 攻君） えっとですね、決算書の14、15ページの軽自動車税のですね、種目別の現年度分の不納欠損額89万8,132円。調定額に比べまして、この不能欠損額、かなり現年度分でもあるし、かなり大きいと思うんですが、どういう経緯があつてこの額になったのか、その内容的なものを教えていただきたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 成嶋 収納課長。

○収納課長（成嶋幸子君） 収納課の成嶋です。

北出委員の御質問にお答えします。

現年度の令和3年度の不納欠損、軽自動車の件なんですが、こちらの大半が、外国人の方が1人で何十台も車の登録をしております、登録をしてすぐ出国してしまうという形になっております。

令和3年度の場合ですと、対象の外国人が4名、軽自動車の台数でいきますと74台、金額でいきますと88万200円ということになっております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございます。

これ、令和3年度の不納欠損なわけでございますけれども、これ74台分、令和4年度以降というのは、これあれですかね、課税保留とかになっているというような案件になってくるのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 成嶋 収納課長。

○収納課長（成嶋幸子君） 北出委員の御質問にお答えします。

恐らく令和4年度の登録のほうも、外国人の方向名かやはり同じような感じで登録されているということも見受けられますので、その点につきましては、担当課の税務課と協議しながら、また調査をして、また不納欠損ってというようなことを考えております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 佐藤 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課佐藤です。

課税保留なんですけども、課税保留と課税取消してあると思うんですが、この辺が今までちょっと混同されてきた部分もありましたので、まだ正式には作成してないんですけども、他市町村の例をもってですね、実際3年間課税保留して、3年間待って不納欠損、そこには利益がない部分もありますので、やっぱり外国人の登録ってというのが物すごく増えてまして、御存じのとおり、美浦村は駐車場のほうの登録が要らないということで、今年度見る限りでも結構な台数が登録されているような感じがあります。

ですから、そういった方については、実質、徴収も不能ということで、課税保留して3年間待っても利益がないってことなので、課税保留をしないで、もう課税取消しできるような形で今、要綱整備中でございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） それでは、次の質問のある方。

14ページから53ページについての質疑は、もうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

初めに、第1款、議会費、第2款、総務費の審査を行います。

まず、議会費、決算書54ページから57ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 55ページと61ページ見ていただきますとですね、そこに、交際費の欄があります。55ページでは、議長の交際費、それから61ページでは、村長の交際費というようなことで出ております。この交際費なんですけども、今のコロナ禍の状況の中でいろんなものが中止になっているというようなことで、かなり少なくなっているように見えます。ただ、使わなければならない交際費は、ほかの町村を見てみますと、やはり使ってます。そういうことからいってですね、村長とそれから議長の分、これからもあると思うんですけども、これは出すべきだろうというようなものについてはですね、自腹で払うんじゃなく、やっぱりこれは村のために使ってる、特に村長の交際費なんか見て分かると思うんですが、他の首長なんかと比べても大きく違いますんで、その辺からですね、交際費についてはもう少し緩やかに出していきたいようにしてください。お願いいたします。

総務課長、お伺いします。

○委員長（林 昌子君） ただいまの質問でございますが、一応、議会費の中だけの質問となっておりますので、議会費に関するの答弁をお願いしたいと思います。

事務局長。

○議会事務局長（柳堀 浩君） それでは、下村委員の御質問にお答えいたします。

まず、議会のほうの議長交際費でございますが、こちらは、平成17年に決めました美浦村議会議長交際費の支出に関する要綱に基づきまして、慶弔、会費、協賛、謝礼等に支出をしているところでございます。

また今、下村委員からも御指摘ございましたとおり、支出が令和2年度から大分減っております。こちらの様々なイベントや集会等が減少したため、支出も比例して減少しているところでございます。数字で申し上げますと、令和元年度は16万1,000円ほどの支出があったものに対しまして、令和2年度は4万8,000円、令和3年度は3万6,950円というふうに減っております。

また、現在はこの要綱に基づいてやっておりますが、こちらのほうも実情に合わせた支出というのでも検討していてもよろしいのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 私も議長あと何か月もないですけども、次の議長がやるときにですね、自腹で出すようなことはできるだけしないようにしてほしいということで、質問を終わります。

○委員長（林 昌子君） よろしくお願ひしたいと思います。

松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書57ページ、お願いします。

目、議会費の50、新型コロナ対応議場内感染対策事業ということで、これ報告書に詳細あり

ますが、大きく二つ金額示されております。ワイヤレスマイクに関しては、これは納得するかどうか、特に質問ないんですが、その上のこれ、議場内工事、これに関して196万7,900円、この金額の根拠を知りたいなど。

なぜかといいますと、工事終わった後、私も議場内に入って、自分のテーブル、また周りを見渡して、かなり工事が終わったにもかかわらず傷んで、実際私のテーブル、その隣の部分に関しては、剥がれている箇所を事務局の方に手伝っていただいて補修したんですね。あと、テーブルの袖に関しても、これ名前を出したくないんですが、私のところの隣の北出さんのところも傷んでいたり、よく見ると随分ですね、テーブルが傷んでおります。

これ、こんだけの金額かけて、何をどう、どのぐらいですね、手を入れたのか。まず、株式会社ニューライフっていう会社の所属というか、付き合いというか、どのような事業形態なのかということと併せて、それとこの天板の補修ですとか、アクリル板ですとかっていうことも含めてですね、これ詳細、金額を知りたいなと思いますので、御提示願いたいなと思います。

○委員長（林 昌子君） 柳堀 事務局長。

○議会事務局長（柳堀 浩君） それでは、松村委員の質問にお答えいたします。

こちらの議場内設備改修工事につきましては、まず、コロナ感染症対策といたしまして、地方創生臨時交付金制度を活用した議場内における感染対策工事ということで行っているところでございます。ですので、基本的には議場の改修というよりも、その感染症対策というのに重きを置いた工事になっているところでございます。

工事の概要につきましては、マイクの設備の移設、こちらがメインになっておりまして、その机の天板の補修につきましても、そのマイクの移設に伴った机の天板の補修になっております。

また、それに伴う名札の設置、それとアクリル板の設置を3か所行ったというところございまして、こちらは、令和3年度7月に村内業者を含めた入札を行った結果、196万7,900円というような額で契約をさせていただいたところでございます。

すみません、こちらの工事の詳細につきましては今手元に資料がございませんが、一応今お答えできるのは以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 工事の目的は承知しているところなんです、工事終わった後の、その天板が逆に傷みが目立つというか、これ、何をやったのかっていうのがあったので、後で結構です。内訳を教えてくださいなと思いますので、今じゃなくて結構です。

よろしく申し上げます。

○委員長（林 昌子君） 柳堀 事務局長。

○議会事務局長（柳堀 浩君） それでは当時の資料を持ちまして、詳細について後ほど御説明したいと思います。

また、傷みが目立つ箇所等も、事務局のほうでも詳細に調べまして、今後ですね、修繕なり検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） よろしくお願いたします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、議会費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の総務管理費、決算書56ページから85ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書の——上からのほうがいいのか、ページ数があってればいいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書の54ページ、決算書の81ページ、事業名として交通安全施設整備事業費ということで、令和3年度については88万7,000円が計上されております。そして、事業報告書を見ると、その他のところで、新規1、修繕2ということで載ってるんですけども、その内容についてちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

交通安全施設整備事業におきまして、カーブミラー、ガードレール等の補修及び設置等を行ってございますけれども、その他といたしまして、ここではですね、道路の歩道とメイン道路の間にですねございます縁石において、太陽を、ソーラーで光るものがついている箇所がございます。そこで事故等があった場合にそれを修繕したり、また、住民の要望で新規で設置するということを行ってございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） ライトの点滅して……曲がり角なんかにはライトが点滅したり何かのがあるのは見受けられますけども、そういうところの修繕したり、新規につくところがあったよとこの報告でよろしいんですか。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 小泉輝忠委員の御質問にお答えします。

そのとおりでございます。

以上です。

お願いたします。

○委員長（林 昌子君） ほかにございますか。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 先ほど交際費は議長と村長しかなかったもんですから、一緒に質問しましたけれどもですね、村長のほうのやっぱり、61ページの交際費見ていただきますとですね、24万1,000円というようなことで、ほかの市町村よりはやはり少ないというふうに思います。隣の小さい町でも、これ以上使っております。そもそも予算額が100万円とか150万円というような、隣あたりではやっているんで、同じ町でも、町村でもちょっと違うように思います。したがって、やはりこういうものは、自腹ではできるだけ村長も出さないように、総務のほうでも管理して、出させないようにしていただいでですね、あとのやる、誰がやるか分からないんだけど、また首長が変わったとか、そういうときに自腹であくまでもやってきたんだよというようなものをつながってみますと、仕事をやる上での交際費ですんで、その辺について緩やかでは困るんですけども、ある程度のもは認めて出すようにしてほしいというふうに思います。

この辺について、総務課長の見解を伺います。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 御苦労さまでございます。

総務課の青野でございます。

下村委員の御質問にお答えしたいと思います。

下村委員のお話ありましたように、令和3年度の村長交際費ということで、当初予算で100万円を計上しているところでございますが、コロナ禍ということでイベント等の中止ということで実際の支出が減っているところでございます。

村といたしましては、村に有意義なものにつきましては、積極的といいますか、要綱に基づいて支出していきたいと考えております。

また先ほど下村委員からありましたように、出せないということもありますので、ちょっと相談いたしまして、村につきまして今後有意義なものについては交際費で賄うように調整を進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） ほかにございますか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 決算書の77ページです。事業報告だと、42ページになってます。

i P a dのほうですね、こちらの企業誘致事業費の899万3,000円、2件分とあります。

去年であるか、全協であるかの、例えば橋本ブラシだとか、そういう説明を受けた記憶があるんで多分あそこなんかも入ってると思うんですが、正確にどこどこか、その2件分の会社かですね。

それと、その中に、この対象の要件としましては、新規雇用者が5人以上であり、そのうち村民が1人以上であるよってということで、それに関しては、会社のほうから報告、会社のほう

に報告が求められますよと。

または、立入り調査もできるんですっていうようなことで、ここの説明には書いてあるんですが、実際に奨励金もらってる二つの企業のほうで、村内の人がそこに新規雇用で入ったよっていう部分が報告としてあるのであれば、分かれば説明をお願いしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 米澤 都市建設課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 御質問ありがとうございます。

都市建設課米澤でございます。

事業報告書42ページ及び決算書のほうでいうと、76ページになるんですが。

まず、企業立地の奨励金については、1社目が、日本T I——テキサス・インスツルメンツ合同会社のほうに、この金額が428万7,000円となっております。及びもう1件分が、東海漬物株式会社、470万6,000円が支払われているということでございます。

また、御質問の中にありました、雇用の奨励金の部分でございますが、この奨励金の事業を行う場合には、まず事前に、村に対して、会社の工場の増設とかそういうのをやりますのでということが事前に上がってきまして、それに合わせて雇用の部分をどれだけ増やすのかっていうことを出していただきます。その後、実際に翌年度支払った税金を還付するっていう形になってくるんですが、そのときにも、その入った人の雇用保険とか、いつ雇用して今も勤めてるかどうかというものを確認しながら交付ということでやってるところでございます。

ちなみに、T Iについては2名、東海漬物についても2名は美浦村民がそのまま継続して働いているということでの状況でございます。基本的には5名以上になってますんで、村外の人も含めると5名以上ということになってございます。

内容は以上です。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。

対象要件のところ、新設の場合であるとか、例えば5,000平方メートル——500か、500平方メートル以上である、200平方メートル以上であるっていうことのようにですけども、年数的には何年くらい、何か5年と3年で、どっかざっくり読んだらあったような記憶があるんですが。

○委員長（林 昌子君） 米澤 都市建設課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 御質問ありがとうございます。

例えばなんですが、東海漬物は新しく増設しているということでございまして、5年間ということになってございまして、日本T Iの場合には増設という形でございますので、3年間ということやってるところでございます。

後ほど詳細なパンフレットについては、塚本委員のほうに御提示させていただきますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の83ページ、タブレットのほうでは58ページです。

款・総務費の項・総務管理費、目・12、防犯対策費、その中の3番の特定空家対策事業費、事業報告のほうを見ますと、空き家解体費と補助金、これが2件出してありますって載ってるんですけど、この2件はどの辺なのかをちょっと教えていただきたいんですけど。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 山崎委員の御質問にお答えいたします。

令和3年度の特定空家対策事業の補助金を使って空き家を解体した2件でございますが、1件はですね、土屋地区、それともう一つが、南原地区になります。

以上、2件になります。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 今の解体費補助金に関しては了解いたしました。

同じページの2番の防犯対策事業費、14の防犯灯等設置工事、これは新規設置箇所なんでしょうか、新規設置が6件というふうに出てますけど、これはどこなのかを教えてください。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 山崎委員の御質問にお答えいたします。

防犯灯のですね、設置につきましては、住民の方々また議員からですね、御要望のあったところに関しまして、設置をさせていただいてございます。

また、場所につきましては、箇所については村内全域になってございまして、現在、昨年度の新規設置の詳細を持ってございませんので、後で図面で、図面等、詳細でちょっと山崎委員のほうに御報告させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは後でよろしくお願ひいたします。

それと、2番の防犯対策事業費の中で、事業報告のほうを見ますと、ついでにパトロール隊をやってるって載ってますよね。それでこの、ついでにパトロール隊って、以前、防犯キャップとかベストを配付していたんですけど、これは今でも行けばもらえるんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 山崎委員の御質問にお答えいたします。

議員皆様にもですね、参加いただいている、ついでにパトロール隊でございますが、これにつきましても、随時継続して事業を実施させていただいてございますので、生活安全課のほうに来ていただければ、詳細の説明をさせていただければと思います。

キャップ等も用意してございますので、いずれも配付可能となっております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） すみません、今その最後の言葉がちょっと聞き取れなかったんですけど。

それと、あとはこれは、一般の住民の人も自分が散歩してるときにそういう、ついでにパトロール隊のようなこともやりたいっていうようなことで、個人的に行ってももらえるのか、それとも区長を通さなきゃいけないのか、それもお願ひいたします。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 山崎委員の御質問にお答えいたします。

ついでにパトロール隊につきましては、個人で直接役場に来ていただいたり、電話等の問合せも対応してございますので、幅広く活用していただければと思っております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） すみません、今最初に言ったんですけど、その前の答弁のときの何とも用意してありますっておっしゃった、その最後におっしゃったのが聞き取れなかったんです。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長

○生活安全課長（笹倉英雄君） 山崎委員の御質問にお答えいたします。

キャップとベストを用意してございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

議員方もお持ちだと思いますが、キャップが必要な方は、要望オーケーということですよ。よろしくお願ひいたします。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 山崎委員が質問した同じページなんですけども、防犯カメラの維持管理保守点検、年に2回実施して、これは村で防犯カメラを設置している場所は、たしか7か所あるかなと思うんですけど、それを全部年2回点検して、全然この報告の中では異常というのは全然報告を受けていないというような取り方をしてよろしいんですか。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

現在ですね、村内、生活安全課管理で実施しております防犯カメラでございますが、16か所だったと思います。それについて点検等を業者に委託しまして、確認のほうさせていただいております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） たしか委託料として42万9,000円を計上されておりますけども、その箇所において、全然その異常を発見されて修理したり、何かこの予算を計上するような事案を

発生してないよというような取り方をしてもよろしいというような考えでよろしいですか。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

保守につきましてははですね、現在まだ、警察等から情報提供があった場合には、この業者に行ってもらって、データを抜いてもらう作業をしていただいております。

また、この保守の中には、修繕——機械が壊れた等のものは入ってございませんので、もし破損等あれば、その都度修理、また、急用なことになった場合にはですね、また補正をお願いをするということになってございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 決算書77ページのふるさと応援寄附金事業費の部分です。事業報告書は43ページです。

この部分の決算書77のふるさと応援寄附金事業費の使用料賃借料の539万2,105円、これに関しては、事業報告のほうからいくと、最初にふるさと納税が始まったときのポータルサイトふるさとチョイス開設、その後、令和元年12月、新たにさとふるで、令和2年10月に楽天の開設、かなり幅広くやってたので、賃借料は令和元年決算だと71万何がし、令和2年だと617万何がし、今回のこの令和3年の決算だと539万2,105円っていうところは大体思ったとおりにかかるんだろうなと思いますが、この事業報告のところが一番下に出てます、当初ね5,000万円くらいの寄附が見込んでたようなんです。平成29年からの件数見れば、そんなくらい伸びるのかなと私も思います。特に令和2年からね、コロナの絡みで、何だ、いろんなネットから買おうっていうような人、購買力がね、そっち側に行ってますから、妥当にこれが5,000万円くらい、それいくだろうというようなイメージがあったんですが、執行部のほうとしてもそのくらい見てたようなんですが、このところに、見込額を大幅に下回り356万8,023円が不要となったとあるんですね。

要は、単純に5,000万円予定して見込んでたもんが、寄附が3,930万何がしですから、単純計算だと一千ちょいなんでしょうけど、いろんな経費であるとかいろんなものを差っ引いていくと、不用額が356万8,000万何がしなんだろうなっていうふうに思うんだけど、その辺のちょっと確認と説明をお願いできればと思います。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課大竹です。

塚本委員の質問にお答えいたします。

今塚本委員が言ったとおりにまさしくそのとおりで、1,000万円収入が下がったので、3割くらい経費ということで、300万円くらい減ってるっていう形は、多分おっしゃったとおりだと思います。

ふるさと応援寄附金につきましても、こちらのやはり貴重な財源として、村としましてもいろいろほかと違った地域の特性を生かしたり、そういったことを考えて行っておるところでございますが、なかなかやはり、簡単に言いますと、ほかで言うと牛肉とか海鮮品、そういった目玉になるようなものがないという状況で、実際伸び悩んでるところがございます。

ただ今回というか、令和3年度なんですけど、ゴルフ場の利用券、こちらのほうを新たに年度途中使えるようになりました。そういったところで、ある程度、もう少し本来下がっていたと思うんですが、そこをある程度挽回することができているような状況であります。

以上、ちょっと質問と違うところも答えましたが、そういう状況となっております。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 全然地場のものと違ってはなんてよく、例えば、その自治体で旅行のあれを売ってるとか、あとでしたっけ、なんかえらいね、総務省でやってる全然関係ないものを売って寄附で集め、寄附が集まったらそれを送ったりとかあるんですが、基本美浦に関しては今現在、美浦村の地場、このものがほとんどなんじゃないかな。それを確認しときます。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 塚本委員の質問にお答えいたします。

今おっしゃるとおりで、総務省で厳しく要件定められておりますので、そちらの要件に合致したものを載せたような形になっております。

あともう一つ、去年なんですけど、一応新たなものとして、数は少なかったんですけど、ジョッキーの勝利記念のパネルとか、そういったものもこちらで作っております。そちらは、村内の業者が作っているということで、総務省の基準に合致したものを新たに加えております。

以上となります。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方。

松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書79ページお願いします。報告書50ページになりますか。

目、諸費、2の非核平和事業推進費、これについてお尋ねします。

これ11万ってなっていますが、前年は2万円というところで、この事業のメインになるんでしょうか、広島の平和祈念式典。これ令和2年度、令和3年度はなかったということで、これが増えた理由は何かを教えてくださいたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 松村委員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の増えた部分でございますが、美浦村の集い、実行委員会という、何ですか、女性の活動を未来につなぐ会ですか、「結」が事業を行いまして、その辺の補助金が今回計上されてございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 今おっしゃった、結の会が事業を行ったと、どんな事業をされたんですか。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 中央公民館のほうで、講演会っていいですか、落合恵子さんの何ですかね、直接来ていらっしゃってというじゃなくて、画像といいますか、その講演会と言っていいのかわちょっと問題があるんですけど、そういうような非核に関しましたイベントを開催したものでございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 細かくて恐縮なんですけど、前年度比2万円、そしてプラス9万円、これの内訳はどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 今、詳細の資料持っていませんので、後ほど御回答したいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） ほかにございますか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 決算書の79ページ、ごめんなさい、81でした。すみません。事業報告書が52ページになってます。

決算書81の、この前のページから来てるんですけども、一番下、5番、産業後継者対策事業費20万3,000円、81ページに来て一番上のほうですね。そこの補助金としまして、結婚新生活支援事業補助金17万2,000円、これ事業報告のほうで1件というふうに説明があるようなんですが、一番下にですね、やっぱり婚姻を機に村内に居住する者に対し、条件の範囲内で、上限30万円というふうにあるのですが、これは基本、やっぱりよそから来て結婚するなり、もしくは村内に住居をどっか新宅した云々で入ってきた、要するに建てたっていうか、そういう方なのでしょうか。

その辺の確認です。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 塚本委員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の結婚支援生活支援事業補助金でございます。

同様に似たような形で企画財政課が行っています、定住促進というような部分もございしますが、今回のこの補助金につきましては、新たに結婚される方が美浦に居住していただけるというような場合であれば、居住するための費用を、例えばアパートを借りるという場合であれば、そのアパート代の一部補助しようとか、引っ越しを必要という場合であれば、その引っ越しの部分の一部を補助しようとか、そういうものでございます。

令和3年度から始まった事業でございますが、令和3年度に1件あって、この方は結婚なさ

れて美浦村に居住するというような形で、要綱に合致された方の部分に補助を行ったものでございます。

当然、この補助要件には、収入とか、基本的には、既に美浦に住んでいる方のところに新たに旦那さんになる方が美浦に住んでいて、新たになる奥様が美浦に住まわれるとか、そういうときのアパート代とか、そういうところは除外という部分がございますが、新たに美浦に住んでいただくというような形のところの結婚に踏み切るための費用の一部を補助するというものでございます。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 今まで説明ね、前にも受けたような気もするんですけど、それが要するに、令和3年度1件しかなかったってことですよ、要は。もうこのとおりですね、報告の。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） そのとおりでございます。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑ございますか。

松村委員。

○委員（松村広志君） すみません、今の質問に付随することなんですけど、ちょっと御参考までに。これ、再婚は駄目なんですよ、新婚のみということ。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 今、要綱を持ってないんであれなんですけど、再婚というようなものの文言が入ってなかったような気がしますので、美浦村に婚姻届というところを考えるとすれば、該当になるのかなというところはあるんですが、当然、所得の制限もございまして、夫婦お2人で働いてるとか、結婚される片方の方がもうそれなりの勤務条件であるとなると、この補助金の要件から外れてしまう可能性はあるんですけど、単に、再婚か最初の結婚かというところであれば、該当になるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。

こういう世知辛い世の中ですので、その辺の情報もきちっと把握しておきたいので、後で正確な情報をこちらにお示し願います。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） この補助金の要綱につきましては、皆様方のタブレットのほうに当初始まるときにお載せしてあったと思いますので、それを確認していただくか、今回、新たに要綱等も若干見直しているところもございまして、その部分について準備させていただきたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） よろしくお願ひします。

○委員長（林 昌子君） ほかにござひますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは質疑がないようですので、総務管理費の質疑を終結いたします。

それでは質疑の途中ではござひますが、ここで暫時休憩といたします。

こちらの時計で、微妙ですけれども、11時15分で大丈夫ですか。よろしいですか。

11時15分まで休憩といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時17分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど、総務管理費の質疑を終結いたしました、それに対して答弁等求められているもの、何か返答するものありましたら。

青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 総務課のほうから休憩前のところで資料を提出するということで、二部提出させていただきました。御確認をお願いしたいと思います。

まず、1点目でございます。

新婚生活の支援のほうでございます。

これにつきましては、パンフレット等を皆様にお配りさせていただきますので、この辺を御確認願ひしたいと思います。

先ほどの質問でありましたように、再婚につきましては要綱上うたってござひませんので、該当ということになると思われますが、当然、年齢制限がござひます。39歳ということの年齢制限、そのほかに年収等の制限がござひますので、その辺要綱に合致するものについて補助金の交付というような形で考えております。

もう1点でございます。

もう1点の非核平和の件の補助金の内容でございます。

こちらにつきましては、実施した要綱の、当時実行委員会のほうから配らせていただいた資料のコピーを用意させていただきました。

先ほど申しましたように、落合恵子さんのビデオ講演会というような形で、12月19日に開催されております。

議員の方でもたくさんの方が参加していただけたというような話でござひますが、この県の10万円の補助金でござひますが、これにつきましては、要綱に基づきまして、補助金の交付申請というのを提出させていただいております。

こちらにつきましては、事業費といたしまして、総額で50万6,900円を予算額として上げて

おります。

そのうち、美浦村としては、補助金の申請額の内側であります10万円を非核平和の事業というような形で補助金を支出しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） さっそくの御提出ありがとうございます。

新婚生活を支援しますというこのパンフレットについて、正直ちょっと私の意見として、これ、ほかもやってるからうちもやります感がちょっと、十分何か見え見えというかですね、この状況で今39歳以下というお話ありましたが、その部分とですね、美浦村ならではのオリジナリティー何かあるものを推し出せるものを今後、すぐということではなくて結構ですが、ちょっと検討していただきながら、お願いしたいなど。

例えば田舎ならではの、これはちょっとほんの今思いついた限りなんですけど、この来ていただいた方は半年間野菜がもうただでもらえるとかですね、何かこう美浦としての魅力を何かないと、ほかと比べてここに来るっていう理由があるのかなと思うと、厳しいという感じがしますんで、ちょっとですね、行く行くこれもまた、もうちょっと魅力的なものに再考して検討していただけたらなと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 今松村委員のほうからいろいろ提案していただいたところがございますが、野菜の無料配布とかいうようなところになりますと、当然、協力企業との調整等も必要になってくると思いますので、その辺につきましては、よりよいものができるように今後進めていきたいなというところと、今回のこの申請活動支援事業でございます。これについては、きっかけといいますか、そもそも県の補助事業でこういう事業がありますよというような形で、参加する市町村がありませんかというようなところでもございました。これは、令和2年か、3年の途中だと思いますが、その当時、美浦村でぜひやろうというような形で手を挙げさせていただきました。

現在どの程度の市町村がやってるかというようなところは不明なところございますが、当初は、たしか44市町村中の十二、三市町村しかやってないものでしたので、周り全部がやってるというようなところでないというところでもございますが、もっといいような、美浦村に住んでいただけるために何か方策はないかということで検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） この新婚生活っていうことに限らず、他の自治体ではかなり、皆さん勉強して、その独自の、ならではの発信をしていることが多いです。ですので、村としてもなるべく負けないように、新たなそういったものも考えながら、もちろん県のこういう施策に

乗るのもいいですけども、村としての魅力も発信できたらなというふうに思いますので、よろしくお願いいいたします。

○委員長（林 昌子君） 答弁求めますか。

よろしいですか。

〔うなづく者あり〕

○委員長（林 昌子君） 柳堀 事務局長。

○議会事務局長（柳堀 浩君） それでは、先ほど松村委員のほうから、議場内の設備改修工事の内訳についてというような質問に対しまして御説明いたします。

まず、マイクの、こちらのほうはコロナの対応移設工事ということで、マイクの移設を行いました。こちらが、15万円。

天板、机天板、マイクの移設に伴う机天板の補修で、合計で80万円。

名札の設置でございます。こちらが、13か所で45万5,000円。

アクリル板の設置3か所で一式17万円、そのほか工事費、管理費、仮設費等を含めまして、合計で196万7,900円ということになってございます。

こちらのほうが、先ほど申し上げましたとおり、コロナの感染の対策というような工事になっておりまして、議場内の修繕ということではございませんが、議場内、また、修繕しなければならぬ箇所等も改めまして、事務局として確認をしまいたいと思います。

また、議員の皆様の方からもお気づきの箇所等ございましたら、御意見等いただければ、議員の皆様とも相談をさせていただきながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○委員長（林 昌子君） それでは、質問に対しての答弁を終結いたします。

それでは続きまして、総務費の徴税费、決算書84ページから93ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の125ページ。タブレット事業報告のほうは121ページです。

決算書は、前のページからの続きで……

○委員長（林 昌子君） ページ数を確認いたします。総務費の決算書84ページから93ページです。

○委員（山崎幸子君） ごめんなさい、行き過ぎてました。

次に質問します。

○委員長（林 昌子君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、徴税费の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の戸籍住民基本台帳費、決算書92ページから99ページについて質疑を許

します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、戸籍住民基本台帳費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の選挙費、決算書98ページから103ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、選挙費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の統計調査費、決算書102ページから105ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、統計調査費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の監査委員費、決算書104ページから105ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、監査委員費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入替えを行いますので、暫時、自席にて休憩をお願いいたします。

執行部の皆様、ありがとうございました。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 開議

○委員長（林 昌子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

担当課の皆様、よろしく願いいたします。

第3款、民生費の審査を行います。

民生費の社会福祉費、決算書104ページから123ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の111ページ、報告書の99ページ。

高齢者福祉事業費ということで載っております。平成30年から令和2年までは、クラブが28クラブあって、全然減少しなくて推移していました。ところが、令和3年度になって、1クラブがなくなりました。そして、クラブ員の人数が、52人減ってしまいました。その1クラブ減ったことによって、52人のクラブ員が減ってしまったのか、それとも、ほかにもクラブ以外の

人も、やめてる人が出ているんだよってという状況なのか、分かれば教えていただきたい。

○委員長（林 昌子君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 福祉介護課葉梨です。よろしく願いいたします。

小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

今お話のありましたように、1クラブ減ったことによる50人の減かというのか、申し訳ありません、そこまでの数字を追っておりません、ただ、1クラブ減って、50人いらっしゃるクラブが減ったということではないと思っているんですけども、そのきちんとした数字をつかんでおりませんので、申し訳ありませんが、後ほど御報告させていただきたいと思えます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。後ほどということでもよろしく願いたいと思えます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、社会福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の児童福祉費、決算書122ページから143ページについて質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の125ページ、タブレットのほうでは121ページです。

前のページからの続きで、子育て支援センター管理費の施設等修繕料、これが364万4,960円。これは何の修繕だったのかを教えてください。

○委員長（林 昌子君） 藤田 健康増進課長。

○健康増進課長（藤田良枝君） ただいまの山崎委員の御質問にお答えいたします。

この修繕料のほうなんですけれども、直売所のほうの壁紙の修繕になります。カスミ側の全面の壁紙のほうで、夏場の温度差とかってところでの結露が生じてしまったことによって、壁紙の裏に多数ちょっとカビ的なところが発生してしまったってということがありましたので、それを今後防ぐため、壁紙のその側面の全面の張り替え及びエアコン等の配線の配置替え等を行った修繕料になります。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

ほか質疑のある方、どうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 決算書の125ページでございます。

流用、上から7行目、8行目なんですけど、去年もですね、ある科目へ流用して、またそこから違うところへ流用するというようなことがあるよということで指摘をさせてもらったんですけど、今年度もこれ見ますと、3か所ほどこのほかにもあるんですけど、どうしてこういうふうなあれになっているのか、ちょっと教えてもらいたいんですけど。

○委員長（林 昌子君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） 子育て支援課の福田です。よろしくお願いいたします。

ただいまの北出委員の御質問にお答えいたします。

流用ということなのですが、何か所か流用させていただいたところがあるんですけども、主な理由として、認定こども園のほう、保育の認定こども園のほうで流用をさせていただいております。

ここの部分の流用の理由といたしまして、江戸崎みどり幼稚園、こちらが令和3年度に閉園になるということで利用者を制限するというようになっておりまして、そのため見込みを、当初の予算を、見込みを少なくしたんですけども、実際、そこに通われてるお子さん以外にも私立の認定こども園に行かれるお子さんが多かったということで、少し見込みが違ってしましまして、申し訳ございませんが、こういったところの理由として流用をさせていただくということになりました。

主な理由としては、そういった見込みの違いからということになります。

申し訳ございませんでした。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 3款の2項から39万5,000円を流用しているというようなことでございます。そのあとですと、3款、2項、1目の9の7節のほうへ13万6,000円ほど流用してるわけなんですけども、これは、こういうことが、ちょっとさっきの説明でよくわかんなかったんですけど、もう一度、その辺の兼ね合いのことも説明していただいてよろしいですか。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課大竹です。

今の北出委員の質問にお答えいたします。

こちら事業費につきましては、本来節単位で予算の流用を行っているところなんですけども、こちらの食糧費がありまして、その下の適用レベルで予算の科目の管理をしております、そういった形でちょっと順番は分からないんですけど、12節から流用して、そのあと多分恐らく修繕費、金額が大きな修繕費かと思うんですけども、修繕費が足らなくなって39万5,000円流用して、そのあと9の7節へということで、そのあとファミリーサポート事業のほうに流用を行ったような形となっておりますかと思っております。

○委員長（林 昌子君） 流用先が2段階になっていることでの質問ですよ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 流用というのは、最低限の流用になってくると思うんですけども、ですから、足りない分を流用する。

もし、1万円足らなければ1万円だけの流用があつて、それで、その支出をするわけでございますけれども、まだ、その流用してきた分に関して余っていたということになると思うんですよ、ここからまたほかのところへ流用するということは、

それを、どういうあれなのですかということで聞きたかったんですけど。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 北出委員の質問にお答えいたします。

すみません、説明が足らなくて申し訳なかったんですが、こちら修繕料自体が恐らく39万5,000円不足しております、そこに先ほど言ったように、需用費の場合は、消耗品、食糧費、光熱水費、修繕料とさらに細かい施設ごとに予算の管理をしております。ということで、まず修繕料という本来であれば需用費、ほかの委託料であれば委託料の中で一つなんですけど、需用費の中の修繕料という、さらに細かい科目の中で予算を管理をしております、修繕料39万5,000円こちら流用して、施設の修理を行ったと思います。そのあと、細かい科目は把握はしてないんですけど、そのあと、先ほど言った、ファミリーサポートのほうで需用費が不足したということで、修繕費以外の需用費のほうから流用を行ったというふうに考えております。

○委員長（林 昌子君） それでは、後ほど細かくということで……藤田 健康増進課長。

○健康増進課長（藤田良枝君） ただいまの北出委員の御質問にお答えいたします。

この修繕料は入札によって下がった差額がございましたので、そこで年度末までの事業において、ファミリーサポート事業とかっていうところで、事業協力者に対する報酬とかがかなり多く利用の上がってしまった部分があったので、そこに対して予算が不足したっていうところで、そこを補うために流用を行ったものになります。

○委員長（林 昌子君） 北出委員、よろしいですか。

入札差金によって、またほかのほうへ流用が生じたという説明ですね。そういうことがあり得るということでよろしいでしょうか。北出委員――

○委員長（林 昌子君） 木鉛 総務部長。

○総務部長（木鉛昌夫君） 入札関係ということですので、私のほうから今のようなケースの御説明させていただきます。

美浦村におきましては、入札をやる前に、起工決議とこういう工事をやりますということで村長のほうに提出をするんですが、その際に、当然予算がないと、その起工決議ができないという形になっておりますので、今回のように流用で予算枠を確保した後に、入札にかけた。

そういうことで今回の実際入札をしたならば、業者のほうが予定価格よりも安く入札していたので、差金が生じてしまったということで、このような事態になったと思います。

ただ北出委員が御指摘のように、本来であれば、【訂正：適切ではあるけれども好ましくない】予算の執行ではないのかなということは思いますので、今後はこのようなことがないように努めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（林 昌子君） ほかに質問ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、児童福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の災害救助費、決算書142ページから143ページについて質疑を許します。
質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、災害救助費の質疑を終結いたします。
ここで執行部の入替えを行いますので、休憩いたします。
ちょっと時間が中途半端になりますので、入替えというよりも、午前中これで暫時休憩として、午後から入替えということによろしいでしょうか。
そうしましたら、午後の再開は13時ということで、よろしくお願ひしたいと思います。
執行部の皆様、ありがとうございました。
また午後もよろしくお願ひいたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 開議

○委員長（林 昌子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
教育部長から訂正がございました。
適切な予算の執行ではないのかなとの答弁でございましたが、適切ではあるけれども好ましくないということでの答弁と、訂正させていただきます。
続きまして、先ほどの質問に対する答弁としまして、葉梨課長、よろしくお願ひいたします。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 福祉介護課葉梨です。
午前中に御質問いただきました、111ページの民生費、社会福祉費、老人福祉費の高齢者福祉事業費、事務事業報告につきましては、99ページの記述のところになります。小泉輝忠委員の御質問にお答えできなかったことにつきまして、先ほど調べてまいりましたので、御報告したいと思います。
令和2年度28クラブあった単位クラブなのですが、令和3年度に27クラブに1減となっており、加入者数が1,354人から1,302人に減っていることについて、1クラブ52人の減少かどうかというふうにお尋ねいただきましたが、1クラブ28から27への減少につきましては、1クラブでこのクラブが26人のクラブでございましたので、1クラブ減ったことで、この減全てということではなく、それぞれの地区で増減があつたりした中でではございますが、1クラブ減りまして全体の減を含みました52人の人数の減となっております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 鈴木 保健福祉部長。
○保健福祉部長（鈴木 章君） 保健福祉部鈴木でございます、よろしくお願ひします。
本日、決算審査のところに、款の4衛生費から始まって、担当課長の藤田が出席するところですが、本日、新型コロナワクチンの5回目の接種、国のほうでゴーサインが出まして、

その打合せのため美浦中央病院へ向かって、打合せの作業に入っております。どうしても——先般第4回の打合せのときもそうだったんですが、院長先生、副院長先生の予定のほう、同席してもらおうということになりますと、本日しか空いてないということで、急遽代理の小倉課長補佐が今回の決算審査特別委員会のほうには出席しておりますこと御了解いただきたく、おわびを兼ねて申し上げます。

よろしく申し上げます。

○委員長（林 昌子君） 小倉課長補佐、よろしくお願ひいたします。

それでは、会議を続けます。

第4款衛生費の審査を行います。

衛生費の保健衛生費、決算書142ページから157ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、保健衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の環境衛生費、決算書156ページから163ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書161ページ、お願いします。

目、環境衛生総務費の5、畜犬登録・狂犬病予防事業費の中の委託料、動物死骸処理委託料のこれの件数を教えてください。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 松村委員の御質問にお答えいたします。

動物死体処理の件数につきましては、昨年度、霞浦の郷のほうで実施をさせていただいております、処理件数107件でございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、環境衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の清掃費、決算書162ページから165ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、清掃費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入替えを行いますので、休憩といたします。

所管の担当課長、ありがとうございました。

お疲れ様でした。

午後 1時06分 休憩

午後 1時07分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第5款・農林水産業費、第6款・商工費、第7款・土木費、第8款・消防費の審査を行います。

まず、農林水産業費の農業費、決算書164ページから175ページについて質疑を許します。

164ページから175ページについてです。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の169ページ、事業報告書の177ページ。

事業名として、農村公園管理ということで載っております。

そして、令和3年度においては、遊具修理代として、ローラーの滑り台のローラーの修理として7万9,560円が計上されております。今の時期になりますと、木原城址の芝刈りについては、役場の経済課のほうで担当して、自動の芝刈りできれいに刈っております。

ところが、芝刈る時期とシルバー人材センターのほうでやる時期がずれますと、遊具が一部撤退された後は、もう草が伸び放題っていうか、役場のほうで刈っていただいたほうはきれいになって、その草がどうしても目立つところが出てしまいます。

ちょっと、あそこにきた人はよく聞くんですけども、遊具撤退したところは、もう、ほかの遊具は何も取付けないのかっていう意見があります。

そして、話として、阿見の子科練公園を見てみんな話をすると思うんですけど、あその芝は機械で刈った後も、何ていうのかな、バケットか何か全部入れてきれいに常になってるわけ。

美浦では、草刈りやったときはきれいだけでも、そのあと草を除去するのにバケットに入れて清掃できないのかという話を聞きます。

遊具については、以前に木村部長のほうから説明があって、当分の間は設置しないよという話を聞いておりますけども。

芝の刈った後については、何とか常に役場の経済課のほうで常にきれいに刈ってもらっていますので、それを維持する——回数にもよると思うんですけど、時期的なものもあると思うんですけども、できれば、住民の話としては、あそこで常に幼稚園、保育所、そういう子供たちが遊びに来て、危なくないので、どうしても駐車場がきれいにされていますので、季節によっては常にそういう子供たちが来るので、せめて、その芝の後地はきれいにしてもらいたい。

こういう会議のときしかなかなか発言をして意見を聞くことができないので、あえて質問し

ました。

よろしく申し上げます。

○委員長（林 昌子君） 正慶 経済課長。

○経済課長（正慶将暢君） 経済課の正慶でございます。よろしく申し上げます。

小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

昨年度の木原城山公園の修繕費に関わる問題ということで、芝刈り後の雑草処分についての御質問かというふうに思います。

現在ですね、木原城山公園及び大須賀津、それから、さざなみ荘跡につきましてはですね、経済課のほうで刈取りをしているところでございます。

このうちですね、城山公園につきましては、やはりですね、職員が乗用の草刈り機、それから刈り払い機などを用いてですね、刈取りをしているところでございます。こちらですね、職員がやっているということで、なかなかですね、まめに刈りに行くというのがちょっと難しい状況であるということは、これ言い訳にしかならないとは思いますが、現実ですね、そういう状況で、今、大体1月に1回くらいですね、ペースで刈取りを行っております。

この際ですね、草刈りの処分まで含めると、さらに膨大な時間と労力が予想されるところでございます。

こちらですね、住民からのですね、御要望重々承知しておるところですが、予算とですね人的なものを加味しながら、今後ですね、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 課長から説明があったので、それは聞かれたときは重々説明しますが、できれば早い時期にというか、せめて芝の除去後は——機械もリースするか、買う状況になるので、その辺は検討していただいて——住民が結局は遊ぶところがないわけですよ。

木原の小学校の近くでね、遊ぶ時には、せめて、きたときにはこんなところで遊べるよくらいは説明できるようにしていただければありがたいので、その辺を村長はじめとして、検討してくれればと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（林 昌子君） それでは村長、答弁よろしく申し上げます。

○村長（中島 栄君） 小泉輝忠委員のほうからですね、城山の跡地の公園が常にきれいになっていけば、子供たちもより仲間を連れて公園には集まるだろうというふうに思います。

その辺、経済課が今、管理をしておりますが、忙しいというだけではなくてね、常に、いつ行ってもきれいな公園だということになると、それは利用者が多くなるということだと思います。

ちょっと、村からも苦情が一つ出さざるを得ないかなというのが、一つあります。

それはですね、あそこにトイレがあるんですけども、犯人が誰だか見当はつかないんですが、あそこのメーターの水道の使用料が物すごくかかっちゃって、よく調べてみたら、トイレのわ

きにホースがあって、それで水を汲んで持っていく人がいるという情報があるんで、できれば監視カメラをそこにも設置したほうがいいのかなというくらい水道の使用量があるんで、普通トイレと手洗いぐらいではそんなに水道のメーターが、使用量が増えることはないんですけど、ホースで水を汲んでいく人がいるという、ホースまで置いてあるということが一つ判明したので、ただ、どなたがどういうふうにして水を持って行ってしまうのかっていうことについては、全然確認はしていないんですけども、利用者が多くなれば、そういう監視にもつながるのかなあというふうに思いますので、村のものだから村民だから村の水道使ったっていいだろうっていうのと、水を汲んで持って行くのは別な考え方なんで、私もあの辺を散歩するんだけど、城山の中は通らないで下を行ってしまうんで、朝早くから夕方までそういうことがあれば、そういう水の窃盗っていうのかな、そういうのはなくなるのかなというふうに思いますけども、皆さんも気をつけて、近くを歩いた時に。

多分、ポリタンクか何かたくさん持ってきて、それで持っていくんじゃないのかなというふうに思いますから。

ひとつそういうことが皆さんもちょっと頭の隅に置いておいて、そういう怪しげなものが出たときにはぜひ、村のほうに言っていただいて、注意を促していきたいなというふうには思います。

管理のほうもできるだけ経済課でやっておりますんで、できるだけ子供が遊びやすい、また、にぎわいができるような一つの公園——阿見町の公園と比較されると、125号沿いのあそこはもうかなりいつもきれいになってるんで、同じような条件をするということになると、ちょっとなかなか大変な部分があるかと思うんですけども、ぜひ管理のほう、充実させていきたいというふうに思います。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

ぜひ充実をお願いしたいと思います。

また、水道料に関しては、先般課長のほうから説明いただいた案件かと思いますが、また注視していただき、再発防止に努めていただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

ほかに御質問ございますか。

松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書195ページ、

○委員長（林 昌子君） 175ページまでの……

○委員（松村広志君） まだですね……災害対策費まだですね、はい、分かりました。

失礼しました。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは質疑がないようですので、農業費の質疑を終結いたしま

す。

続きまして、農林水産業費の林業費、決算書176ページから177ページについて質疑を許します。

176ページから177ページについて質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の水産業費、決算書176ページから177ページについて質疑を許します。176ページから177ページ。農林水産業費の水産業費ですね。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑はないようですので、水産業費の質疑を終結いたします。

続きまして、商工費の商工費、決算書176ページから179ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、商工費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の土木管理費、決算書180ページから183ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

土木管理費です。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、土木管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の道路橋梁費、決算書182ページから185ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の185ページ、報告書の201ページ。

橋梁維持補修事業費で、今回、早苗橋の修繕工事ということで、2,359万5,000円が載っております。

で、以前に報告書の中で、その橋の場所は地図なんか載せてもらったかなと思うんですけど、今回ちょっと早苗橋の場所がちょっと載ってないので、ちょっとわかんないから、どっかなあと思って。調べれば、前の資料を追って調べれば分かるのかなと思ったんですけど。

今回、あえて早苗橋の補修をした——早苗橋の補修をしたということで、その早苗橋の場所が分かれば、ちょっと教えてもらえればと思う。

○委員長（林 昌子君） 米澤 都市建設課長。

○都市建設課長（米澤 稔君） 御質問ありがとうございます。

都市建設課米澤でございます。

早苗橋の場所についてでございますが、地区でいいますと、安中地区になります。大山東部と大山の間の余郷入のほうに抜ける橋でございます。後ほど場所のほう分かるようなものを委員のほうへお持ちいたしますので、よろしく願います。

○委員長（林 昌子君） 後ほどよろしく願います。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、道路橋梁費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の都市計画費、決算書184ページから189ページについて質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、都市計画費の質疑を終結いたします。

続きまして、消防費の消防費、決算書188ページから195ページについての質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 先ほどは大変失礼いたしました。

195ページ、願います。

災害対策費の52、新型コロナ対応避難除対策事業、これについて伺います。

前年で1,240万円計上されておりますが、今回それに加えて356万4,000円。

これ、説明書を見ると、いろいろと購入されているなどというのは分かるんですが、特に機械器具費、これについてどのような購入をされたのか、伺います。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 松村委員の御質問にお答えいたします。

新型コロナ対応避難所対策事業で、機械器具ということで、防災倉庫のほうを購入してございまして、美浦村中央公民館の職員通用門の近くですね、防災倉庫が一つ。

それと、美浦村ふれ愛プラザにつきましては、駐車場からも見える箇所に1か所設置してございまして——購入というのは、入札とかという案件ですか、それとも場所とかで今の答えでよろしいですか。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 購入されたものですね。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 購入したものにつきましては、防災倉庫2基ということになります。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） そうしますと、356万4,000円、これは防災倉庫2基の費用ということでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 松村委員の御質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。

説明書に、前年分の購入の内訳として、機械器具、これは発電機、また蓄電池、蓄電池ですね。これ4基、それぞれありますけども、これの内容をちょっと教えていただけますか。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 松村委員の御質問にお答えいたします。

今言われました発電機等でございますけれども、この新型コロナに合わせて、新しくですね、移動式の発電機を100ボルトのコンセントから充電できるタイプになってございまして、現在ですね、停電による冷蔵庫等の被害の防止等から健康増進課とお話をさせていただいて、今、病院のほうで停電になっても新型コロナウイルスのワクチンの冷蔵庫がとまらないように配備をして、使わせていただいております。

また、そのほかの備品につきましても、今の現在の、昨年度作った防災倉庫の中に保管してございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 了解しました。

○委員長（林 昌子君） そのほか質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、消防費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入替えを行いますので、休憩いたします。

担当所管の課長、ありがとうございました。

午後 1時29分 休憩

午後 1時30分 開議

○委員長（林 昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、よろしく願いいたします。

第9巻・教育費の審査を行います。

教育費の教育総務費、決算書194ページから207ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、教育総務費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の小学校費、決算書206ページから219ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、小学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の中学校費、決算書220ページから227ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、中学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の幼稚園費、決算書226ページから233ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、幼稚園費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の社会教育費、決算書232ページから251ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、社会教育費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の保健体育費、決算書250ページから263ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、保健体育費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入替えを行いますので、休憩いたします。

担当所管の課長、ありがとうございました。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 開議

○委員長（林 昌子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10款・災害復旧費、第11款・公債費の審査を行います。

災害復旧費の公共公用施設災害復旧費、決算書262ページから263ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、公共公用施設災害復旧費の質疑を終結いたします。

続きまして、公債費、決算書262ページから263ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、公債費の質疑を終結いたします。

ここで一般会計終わりになりますが、その他で何か質問のある方。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 271ページですね、基金関係、財政調整基金と減債基金、これ合わせましてですね、令和元年度にはですね、3億1,800万円だったやつがですね、現在は13億4,900万円というようなことで10億3,100万円、2年のうちで増加をしています。

これで、コロナ関係でかなり自前で払わなきゃならなかったものを、コロナ予算を使えたりですね、視察とか研修とかいろんなものがイベント等中止になって、こういうものに反映してるんじゃないかなというふうに思います。

しかしですね、そろそろイベントでも、研修等でもやっていかないと。もう、稲敷市、それから河内町とかそこらでは、もう実際、稲敷市では花火をやったり、祇園祭をしたり、それからイバライドでのイベント等をかなりやっています。河内町でもイルミネーションをやるというようなことも聞いておりますし、村民の方からはですね、美浦村って何にもないんだよねって、何もないよねっていう意見が、実はあります。

したがって、美浦村でもやはり人を集うようなこと、もう基金のほうもかなりたまってきたら、あまり基金のほうを使わないですね、ためていくというようなことも基本だっているかと思いますが、やっぱりそういうものに使っていかないとですね、本当に何もなくなり、何もない美浦村になってしまうというふうに懸念をされますので、今度、やはり村民が楽しく集うようなものをきちんとやってほしいというふうに思います。

それで、恐らく本年度もかなりの事業がなくなってきておりますので、相当まだ3億近い、恐らく基金ができるんじゃないかなと思います。

そういうものに対して、今後ですね、執行部の皆さんには検討していただいて、村民ができるだけ参加できるようなものを作っていただくようお願いをしたいというふうに思います。

村長にお伺いします。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長、先にすみません。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課大竹です。

今の下村委員の質問にお答えいたします。

今おっしゃったとおり、財政調整基金、減債基金、すごく増えております。こちらにつきまして、統合小学校建設時に一般財源のほうで幾ら学校建設基金を入れるかとかにもよるんですが、5億円から7億円必要になってきております。そのときに、財政調整基金については使わせていただきたいというふうに考えております。

減債基金につきましても、今後、統合小学校建設のほうでかなり大きな起債を借入れをすることになります。

元金償還のときにある程度余裕を持ちたいということで、こちらのほうに積みさせていただいております。

すみません、財政調整基金と減債基金の今後のちょっと使用目的についてお話しいたしました。

○委員長（林 昌子君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 下村議長のほうからですね、近隣の行動制限ももう国が撤廃をしたという流れの中で、いつまでも自粛、自粛というままでいたんでは、自治体として発展性がないと。先ほどもね、老人会の会員の人数が減るとい、これもいろんなイベントをやっとないと参加をしなくなってしまうというものが、一つ原点がそこにあるのかなと。やはり、いろんなことを仕掛けて各地区で参加して、練習して、じゃ参加しましょうよとなると、会員数もそれほど減らないで推移できるのかなあというふうには思っておりますので。

先ほど企画財政課長がね、もう3年くらい前からずっと統合小学校のためにということで、いろんな補助金を本当に細かく分析して財政調整基金に積み上げてきたのは、職員がいかに各課と調整をしながら最低限のところでは予算を組んできたというのが、ここの数字のあらわれであるというふうに思います。

今年11月、あと2か月半すると来年の予算の中のできる中では、ほぼ学校の建設がどのくらいの金額でできるかってのは設計も含めて上がってくると思います。多分、学校教育課のほうで最初に予算してた金額よりは、五、六億円、多分資材の高騰から人件費まで含めると、そのぐらいが上がるという、今のところの状況はそういう報告は受けております。

ただ、資材がそういうふうに流動的に上がっているからといって、国のほうはその分余計見してくれるかっていうと、それほどの平米単価のところには、反映はした補助金は出てこないというような話もされております。

何とか統合小学校だけではなくですね、それに付随する放課後児童クラブから、それから開校するようになれば、スクールバスの問題等々、年間の固定費用がどのくらいかかるだろうかっていうのはある程度もう試算していかないと、多分、財政調整基金も余裕を持っていかない

と、運営もできないというふうになると一番大変なので、子供たちはずっと生徒数は少なくなつてはきているんですが、このコロナ禍3年目で多分、新生児の出生もぐっと減ってきているのは、年間100人以上もいたのに今70人台くらいまで落ちてきてしまってるっていうのは事実でございます。

よその、正式に名前言うとあれですけども、年間40人新生児が、そこまで数えきれないっていうぐらいのところも出てきてるんで、全国、人口減少はかなり進んでいくんだろうというふうに思います。美浦の人口かなり減ってきてるという部分については、ここにはトレーニング・センターの厩舎の建て替え等によって、調教師の住むところがなくなって、村外に転居するというのが一番大きな、美浦村にとっての税収の部分では一番そこが大きい痛手かなあというふうには思っております。

そういうことを考えてもしょうがないんで、議長がおっしゃるように、いろんなイベントを仕掛けながら、地域の盛り上がり、参加できる人を募っていく。それが、結構いろんなことやってるよねっていう状況が他市町村に聞こえていけば、美浦村結構小さくてもいろんなことをやってるよねっていうので、美浦村に居を構える人も出てくるだろうというふうに思いますので、これは執行部も一生懸命模索しますけども、議員の皆様方からも情報、また提言をいただきながら、執行部と議会と一緒にですね、これからの村づくり、執行部だけではできません。議会の賛同を得て、いいものを採択しながら進められるようにしていければいいなというふうに思っておりますので、広い視野を持つ議員の皆さんのいろんな情報を執行部に上げていただいて、それを事業に供していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） ありがとうございます。

小学校建設資金については、十分承知しております。ただそれにばかり気にとられて萎縮して、ほかのものを使うべきところを使いはぐるというのもありますので、その点も気をつけて、これからも執行のほうしてほしいというふうに思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 以上で、議案第10号 令和3年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予備費について、決算監査と同じでの審査をしたという形をとらないとどうなのかと思いますが、質疑はないと思いますけど、支出はないわけですから。

○委員長（林 昌子君） ただいまの岡沢委員からの御指摘いただきましたので、決算書のページ、264ページから265ページの款12・予備費について、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないということで、予備費に対しての質疑を終結いたします。

以上で、一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、休憩いたします。

時間も過ぎましたので、ここで15分休憩をとりたいと思います。2時5分。この時計で2時5分まで暫時休憩といたします。

御協力ありがとうございました。

午後 1時49分 休憩

午後 2時04分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 令和3年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書273ページから312ページです。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 続きまして、313ページから378ページ、議案第12号 令和3年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 続きまして、379ページから394ページ、議案第13号 令和3年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 続きまして、1ページから30ページ、議案第14号 令和3年度美浦村水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 続きまして、31ページから72ページ、議案第15号 令和3年度美浦村下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 続きまして、73ページから96ページ、議案第16号 令和3年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） この電気事業についてはですね、かなり優良な資産の運用だというふうに思います。当年度純利益が6,400万円も出ておりますし、それらの当年度末においては1億7,995万7,000円というようなことで、俗に、会社でいう内部留保金というような考え方だと思います。これ企業会計なんで、そう言ってもおかしくないと思いますけどもですね。

やっぱり資産……できればこういうものを計画的に、例えば、学校の建設資金の借入金の返済だとか。これ、やっぱり両方とも資産ですんで、そういうふうな運用の仕方がいいのかなというふうに思いますので、その辺のこともぜひ。ただ内部留保を増やしていただくだけでなく、使い方もきちんとこれから考えていってほしいというふうに思います。よろしいですか、お願いします。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課大竹です。

下村委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの内部留保資金という形についてなんですが、去年の第3回定例会の中の全員協議会の中でも、学校建設基金のほうにこちらの剰余金について処分することに了解を得ているところであるとは思いますが、実際こちらにつきまして、年間約6,000万円くらいの利益が上がっておる中で、毎年3,000万円くらいずつ一般会計のほうに入れさせていただいているような現状であります。

その学校建設基金の、こちらとして今考えてるのは、元利償還金に対して先ほど減債基金の話もしましたが、減債基金とこちらの電気事業の剰余金、こちらのほうを最終的には財源が逼迫する場合には、こちらのほうも入れることも視野に入れて考えております。

以上となります。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 企業等のやっぱり内部留保金についても516兆円というような金額で、これについても、これからはちょっと締め付けが私は厳しくなってくると思いますので、もう計画的に村のほうでも組んでいただければ、そういうものも問題ないのかなというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案は可決及び認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

これで、令和4年第3回決算審査特別委員会を閉会といたします。
長時間、大変お疲れ様でございました。

午後2時13分 閉会